

## 15. 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第十六条に基づき、環境影響評価準備書を令和元年10月23日から令和元年11月21日まで縦覧に供し、令和元年10月23日から令和元年12月6日まで意見を求めたところ、同法第十八条第一項に基づく環境の保全の見地からの意見書は1通でした。

提出された意見及び都市計画決定権者の見解は表15-1に示すとおりです。

表15-1 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

| 一般の環境の保全の見地からの意見   | 都市計画決定権者の見解   |
|--|---|
| <p>中富田地区は、オオタカを含め、雉、鶯、メジロ、ホオジロ等貴重な鳥類が生息しており、道路による騒音、振動、排気ガス、粉塵等又、風の流れの変化等で生息は不可能であり、自然に包まれた環境が消滅します。</p> <p>騒音、振動等については、数値で言えばこれまで、ほぼ「ゼロ」であり快適な睡眠の確保が出来ていたが、レベル77とはいかかなものか、地形も環境も違う場所での机上の数値では疑問が湧き大変不安です。</p> <p>9月8日の早朝の豪雨で、中央バイパス道路の雨水が鈴鹿市の河川「井戸川」護岸工事が殆ど無しに大量に流れ崖が大木2本共々崩れ河川を堰き止める程であった。</p> <p>又、同じく「河次川」この川も護岸工事が無く中央バイパスから大量の雨水が流れ関西線が水没し夕方まで復帰しませんでした。芥川の堤防も壊れ大きな被害が発生しました。中富田町の民家に浸水の恐れがありました。中央バイパス道路の雨水を河次川の排水設備（津賀町）大きく破壊された事が大きな一因と考えます。12月至っても修復工事は施工されていません。三重県の芥川も、特に広瀬町から中富田町に至っては、危険のいきを超えています。</p> <p>こんな危険きわまり無い所にどうして道路の計画をたてたのですか、地元の住民との説明がありません。</p> <p>コースの変更を切にお願いしたいものです。</p> | <p>鳥類や騒音・振動をはじめ事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定した全ての項目において、中富田地区周辺の環境に与える影響は、事業者として実行可能な範囲内でできる限り回避または低減し、環境保全の配慮が適正になされていると評価しています。</p> <p>なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、周辺他事業との調整を図りながら、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分に配慮して行うものとします。さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じます。</p> <p>鈴鹿亀山道路の建設に伴う排水処理については、鈴鹿亀山道路の道路計画が都市計画決定され、詳細な構造を検討していく中で、河川管理者や地元自治会などと協議をしながら進めます。</p> <p>現行ルート案は、工事中を含め供用後の自然的構成要素の良好な状態の保持や生物の多様性の確保、自然環境の体系的保全、歴史的文化的な遺産の保存等に計画周辺地に対して実行可能な範囲内で配慮するとともに、集落等の通過をできる限り避け、治水安全性並びに道路利用者の安全性を考慮したルート案であり、最適であると考えています。</p> |

## 16. 準備書についての三重県知事及び関係市長の意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第二十条第一項に基づく環境の保全の見地からの三重県知事意見、並びに関係市長意見と、それらに対する都市計画決定権者の見解を表 16-1、表 16-2、表 16-3 に示します。

表 16-1(1) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 三重県知事意見  | 都市計画決定権者の見解  |
|------|--|--|
| 全般   | (1) 事業の実施時期が未確定であることから、着手までに事業計画地周囲の環境に変化が認められる場合には、あらかじめ必要な調査等を実施したうえで、必要に応じ追加の環境保全措置を検討すること。                         | 当初想定していなかった自然的、社会的環境の変化が生じた場合は、必要に応じ調査を実施します。調査の結果、評価書の予測結果に比べて著しい環境影響が明らかとなった場合は、適切な措置を講じます。  |
|      | (2) 環境保全措置のうち、今後の詳細な設計において具体化されるものについては、専門家の意見も踏まえたうえで、十分な効果が得られる内容とすること。  | 今後、設計を実施する段階では、必要に応じ、専門家や関係機関の意見を聴取し、環境影響を可能な限り低減できる計画となるよう努めます。   |
|      | (3) 事業の実施に伴う環境影響や環境保全措置の内容について、地域住民等に丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。  | 事業の実施にあたっては、地元説明会を開催するなど地域住民等と情報を共有しながら事業を進めます。  |
|      | (4) 事業の実施にあたっては、最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。  | 事業の実施にあたっては、環境負荷低減のための最新技術の活用を検討するなど、環境影響の低減に努めます。   |
|      | (5) 事業の実施にあたり予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。また、事後調査についても実施を検討すること。          | 当初想定しなかった環境影響のおそれが生じた場合は、必要に応じて、調査や再予測等を行います。著しい環境影響が明らかとなった場合は適切な措置を講じます。   |
| 騒音   | (1) 工事の実施における建設機械の稼働及び供用時の自動車の走行に係る騒音について、防音パネルや遮音壁の設置等の環境保全措置を確実に実施すること。さらに、道路に近接する居住地や河川緑地等の利用者への影響について、一層の低減に努めること。 | 防音パネルや遮音壁の設置、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施し、道路に近接する居住地への影響を可能な限り低減します。河川緑地への影響については現時点では小さいと考えていますが、環境保全措置の徹底により、影響の低減に努めます。 |
|      | (2) 工事用車両の運行にあたっては、環境保全措置の徹底や工事用車両の運行計画の検討等により、事業実施区域周辺への影響を可能な限り低減すること。   | 工事にあたっては、環境保全措置として位置付けている工事用車両の運行の分散や作業者に対する適切な指導を行い、近隣の居住地への影響の低減に努めます。   |

表 16-1(2) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素                   | 三重県知事意見  | 都市計画決定権者の見解   |
|------------------------|--|---|
| <p>地形・地質<br/>(地下水)</p> | <p>鈴鹿川周辺の地下水の利用状況について再度調査を行い、評価書に記載すること。また、事業実施により地下に構造物を設置する際は、動植物の生息・生育環境や水道水源等に影響が生じる可能性があることから、地下水の水位、水質への影響を可能な限り低減すること。</p>                  | <p>水道水源位置を再度調査し、修正しました。<br/>橋梁下部工等の掘削を要する箇所では、設計段階において、事前に地下水の水位、水質を把握するための調査を行い、想定される影響を把握した上で、必要に応じ、地下水への影響を低減するための対策を検討します。また、「11. 環境影響評価の結果」の「11.6. 地形及び地質」に示すとおり、上記内容を環境保全措置に位置付けます。</p> |
| <p>動物・植物</p>           | <p>(1) 事業の実施時期が未確定であることから、事業実施に先立ち再度動植物の生息・生育状況の調査を行い、その結果をもって専門家、関係機関と協議のうえ、適切な環境保全措置を検討すること。</p>   | <p>環境保全措置を実施するとした重要種については、工事着手前に調査を実施します。また、それ以外の重要種については、工事開始までに長期間を要するなど自然環境の著しい変化が明らかとなった場合、再調査の実施を検討します。再調査の結果、当初想定しなかった環境影響が明らかとなった場合は、専門家等と協議の上、適切な措置を講じます。</p>                         |
|                        | <p>(2) 事業により生息・生育環境の一部が消失、縮小するものの周辺に同様の環境が残されることから生息環境が保全されたとした動植物については、改変による影響の程度を精査し、保全されたとした理由を評価書においてより明確にするよう努めること。また、必要に応じ環境保全措置を検討すること。</p> | <p>重要な種の生息・生育環境が改変により縮小する場合は、このことを明記し、準備書P3-13に記載のある一般的な環境保全の方針による影響の回避・低減も踏まえて予測結果を精査しました。</p>   |
|                        | <p>(3) 動植物の生息・生育環境について、現状の自然環境の維持により影響の回避、低減に努めること。また、事業により改変する森林や、草地等を可能な限り回復させ、生息・生育環境の創出に努めること。</p>   | <p>重要種に対し、実行可能な範囲で生息地・生育地を避けた道路計画としています。また、事業により改変する区域については、改変前の自然環境に近づけるよう努めます。</p>  |
|                        | <p>(4) 移植するとして重要な種については、専門家の意見を踏まえ、遺伝的攪乱に留意したうえで移植地を選定すること。また、移植地の生息・生育環境が維持されるよう努めること。</p>  | <p>遺伝子レベルでの多様性を保全するため、移植地の選定にあたっては、現在の生息地・生育地に極力近い箇所における適地の選定に努めます。また、移植地の選定については専門家の意見も踏まえ検討します。</p>   |

表 16-1(3) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素        | 三重県知事意見   | 都市計画決定権者の見解  |
|-------------|---|--|
| 生態系         | <p>環境保全措置として設置するボックスカルバート等については、専門家の意見を踏まえ、生態系の連続性にも配慮したうえで、対象とする動物に対して適切な位置や構造、密度とすること。また、その利用については不確実性が残るため、事後調査の実施及びその結果を踏まえた追加の環境保全措置を検討すること。</p> | <p>今後、設計を実施する段階で、専門家の指導・助言や最新の技術指針等を踏まえ、保全対象種の移動経路の確保に資する有効な対策方法を検討します。</p> <p>ボックスカルバート等の設置にあたっては、計画路線の大部分が開けた水田環境を通過することから、配置箇所の検討に必要な移動経路の特定が困難となる可能性があり、ボックスカルバートの適切な配置に不確実性が残ります。そのため、「11.環境影響評価の結果」の「11.10.生態系」に示すとおり、事後調査を実施することとします。</p> |
| 歴史的文化的な遺産   | <p>工事の影響が想定される指定文化財及び埋蔵文化財については、関係機関と継続して協議を行い、必要に応じ適切な措置を検討すること。</p>   | <p>埋蔵文化財包蔵地の改変を極力抑える計画としていますが、今後、設計を実施する段階で、関係機関と協議を行い、影響を回避できない場合は、発掘調査による影響の詳細な検討を実施します。調査の結果をもとに、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じます。また、「11.環境影響評価の結果」の「11.13.歴史的文化的な遺産」に示すとおり、上記内容を環境保全措置に位置付けます。</p>  |
| 日照阻害<br>・景観 | <p>遮音壁の設置にあたっては、騒音の低減だけでなく、日照や眺望の変化についても配慮すること。</p>   | <p>遮音壁の高さは2.5～3.0mと比較的低いこと、背後地は、遮音壁の設置位置から離れていることから、日照阻害の影響は小さいと考えられます。</p> <p>また、必要に応じて透光型の遮音壁を採用することにより影響の低減を図ります。</p>   |

表 16-2(1) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素                    | 鈴鹿市長意見   | 都市計画決定権者の見解  |
|-------------------------|--|--|
| 全般                      | (1) 事業実施に際しては、環境に対する配慮事項や環境保全措置を確実に実施し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響への低減に努めること。<br>また、新たな影響の事実が判明した場合には、必要に応じて適切な措置を講じること                     | 事業実施にあたっては、環境保全の方針に記載の配慮事項や、環境保全措置を確実に実施するとともに、施工段階においては、環境負荷低減のための最新技術の活用を検討の上、環境影響の低減に努めます。また、当初想定しなかった著しい環境影響が判明した場合は、必要に応じて適切な措置を講じます。 |
|                         | (2) 施工方法、工事期間等詳細な計画は事業実施段階における地質調査等を基に決定し、事業実施に長期間を要する予定であることから、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じる場合には、必要に応じて事業実施段階における環境影響の状況を把握すること。                   | 当初想定しなかった環境影響のおそれが生じた場合は、必要に応じて、調査や再予測等を行います。著しい環境影響を及ぼすことが明らかになった場合は、適切な措置を講じます。  |
|                         | (3) (仮称)北勢バイパス IC の予定地点に当たる竹野町・野辺町地域においては、本事業のほか、都市計画道路北勢バイパスが計画されており、隣接または一体的に整備が行われる区間もあることから、工事計画の策定、施工及び事後調査等に際し、当該地区周辺の環境保全に十分配慮すること。 | (仮称)北勢バイパスIC付近における設計にあたっては、隣接する事業計画も踏まえ、環境影響を極力低減できる施工計画を検討し、当該地区周辺の環境保全に努めます。   |
| 大気環境<br>(大気質、騒音、振動、低周波) | (1) 学校、病院、住居等の近傍における工事の実施にあたっては、建設機械の稼働時間、工事用車両の運行など稼働時間が集中しないような作業等の平準化を図るなどをして騒音の低減に努めること。   | 学校、病院、住居等の近傍における工事の実施にあたっては、作業時間の平準化等、実行可能な範囲でできる限りの配慮を行います。   |
|                         | (2) 工事用車両等は、最新排出ガス基準に適合したもので、低騒音、低振動の車両等を優先的に使用し、周辺環境への影響を最小限にするように努めること。また、建設機械においても排出ガス対策型の機種の使用に努めること。                                  | 建設機械、工事車両等は、最新の排ガス基準に適合したものを使用し、できる限り低騒音・低振動の車両を使用します。   |
|                         | (3) 自動車の走行に係る低周波における影響は少なからず生ずることが予測されるため、できる限り低減または回避に努めること。  | 橋梁区間においては低周波音が発生するおそれがあるため、橋梁区間の低周波音予測評価を行っています。予測結果は参考指標を大きく下回っており、影響は小さいと判断しています。  |

表 16-2(2) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素                                      | 鈴鹿市長意見   | 都市計画決定権者の見解  |
|---|--|--|
| <p>大気環境<br/>(大気質、<br/>騒音、振動、<br/>低周波)</p> | <p>(1)住宅地の集合している地域について、全線に防音壁を設置する旨の検討をすること。</p>   | <p>住宅地の集合する地域を含め、対象道路の各区間の騒音予測を行い、環境基準を超過する区間に対して、環境保全措置として遮音壁を設置します。</p>  |
|   | <p>(2)鈴鹿川河川緑地上空を橋梁で通過する計画であることから、利用者に対する大気環境(大気質・騒音・振動)の影響が懸念されるため、予測及び評価について評価書への追加を検討すること。</p>   | <p>緑地等は生活場所として認識されないため、大気環境の評価対象にしていませんが、近くに構造が類似する区間(大気質のNO.8地点、騒音のNO.9地点、振動のNO.9地点)の予測結果は評価基準を下回っており、影響が小さいことがわかっています。鈴鹿川緑地と道路路面の高低差は更に大きいため、影響の程度は更に小さくなると考えられます。</p> |
|   | <p>(3)工事の実施及び供用時について「工事用車両の運行に係る大気質・騒音・振動の予測地点」⑧鈴鹿市甲斐町の付近には、学校給食センター(鈴鹿市岡田町724番地)及び牧田小学校(鈴鹿市岡田一丁目29番1号)があり、周辺の大気質・騒音・振動等の影響発生が懸念されるため、特に配慮した計画とすること。</p> | <p>ご指摘の「工事用車両の運行に係る大気質・騒音・振動の予測地点」⑧については、予測結果が評価基準以下であること、給食センターと小学校は工事用車両の走行予定ルートから50m以上は離れていること等から、工事用車両の走行による小学校・給食センターへの影響が比較的小さいと考えられますが、工事中はできる限り配慮した施工に努めます。</p>  |
| <p>水質</p>                                 | <p>河川、ため池等の水域における工事の実施に当たっては、濁水の流出を防止するため、適切な措置を講じること。</p>   | <p>土工部の工事実施にあたっては、土工部からの濁水及び土砂の流出に配慮し、沈砂池の設置等の適切な措置を講じます。</p>  |

表 16-2(3) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素   | 鈴鹿市長意見  | 都市計画決定権者の見解  |
|--------|---|--|
| 地形及び地質 | <p>(1) 地下水の利用及び水道水源の場所の記載について誤りや欠落があるため、再度調査を行い、鈴鹿川の地下水脈に対する影響評価を追加した評価書を作成すること。また、鈴鹿市水道水源流域保全条例が定める区域内について、地下埋設構造物に関し制限がかかる場合があるため、計画段階で事前協議を行うこと。詳細については別紙意見を参考にする。</p> | <p>地下水の利用及び水道水源の位置を修正しました。<br/>           今後、設計段階において流動調査等による影響の詳細な検討を実施することを環境保全措置として追記しました。また、影響検討結果を踏まえ、関係機関への事前協議を行います。<br/>           地下水の利用状況等については「4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）」の「4.2社会的状況」に、地下水に対する予測評価結果については「11. 環境影響評価の結果」の「11.6地形及び地質」に示しています。</p> |
|        | <p>(2) 重要な地形への影響をできる限り低減及び回避に努めること。</p>   | <p>重要な地形として選定した水沢扇状地の改変をできる限り避けた計画としています。水沢扇状地の一部の分布域を通過しますが、改変の程度は極めて小さいです。</p>   |
|        | <p>(3) 準備書（要約書）P4-5 調査結果の概要（社会的状況）に「対象区域では、地下水を利用した上水道はありません。」と有りますが、鈴鹿市の上水道は鈴鹿川の地下水を利用しており、配水量に占める割合は約85%になります。</p>  | <p>ご指摘の内容を踏まえ、修正しました。</p>  |
|        | <p>(4) 準備書 P4-114 図 4.2-5 水道水源位置図に鈴鹿市上下水道局の水源である庄野1号水源、庄野2号水源、庄野3号水源、庄野4号水源、平田3号水源の記載が無いため追加すること。</p>   | <p>ご指摘の内容を踏まえ、修正しました。</p>  |

表 16-2(4) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素      | 鈴鹿市長意見   | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|--|---|
| 地形及び地質    | <p>(5) 準備書（要約書）P9-2 都市計画決定権者の見解に「地下水への影響は極めて小さい」、準備書（要約書）P12-23 水質の環境保全措置に「工事の実施に係る水質に対する環境保全措置の検討は行わないこととしました。」と有りますが、ルート1において、鈴鹿市上水道事業の水道水源である鈴鹿川左岸の汲川原水源から右岸の庄野水源及び平田水源の近辺若しくは鈴鹿川内に、橋脚等の杭、基礎等の地中部に関する工事を行えば、工事中及び供用後において、水道水源への影響が極めて大きいと予測しています。しかしながら、鈴鹿川の水道水源の位置及び水道水源を形成している地下水脈の流路・深さ・水位・地層・地質・水質等の調査が行われていないため、速やかに聞き取り等の調査を実施し、鈴鹿川の地下水脈に対する環境影響を評価し直すこと。</p> | <p>今後、設計段階において流動調査等による影響の詳細な検討を実施することを環境保全措置として追記しました。また、影響検討結果を踏まえ、関係機関への事前協議を行います。</p> <p>地下水に対する予測評価結果については「11. 環境影響評価の結果」の「11.6 地形及び地質」に示しています。</p> |
|           | <p>(6) 鈴鹿市水道水源流域保全条例が定める区域内について、地下埋設構造物に関し制限がかかる場合があるため、計画段階で事前協議を行うこと。</p>  | <p>橋梁部の施工予定箇所においては、設計段階において関係機関に事前協議を行います。</p>  |
| 動物、植物、生態系 | <p>(1) 環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、そのための事後調査の実施に当たっては、専門家の指導・助言を得て実施すること。</p>  | <p>動物、植物、生態系の事後調査の実施にあたっては、専門家の指導・助言を得て調査を実施し、適切な評価に努めます。</p>   |
|           | <p>(2) 事前に予測し得ない著しい環境上の影響が生じる場合には関係機関と協議及び専門家からの指導を得ながら適切な措置を講じること。</p>  | <p>当初想定しなかった著しい環境影響が明らかとなった場合は、関係機関及び専門家の指導・助言を得て適切な措置を講じます。</p>  |
| 景観        | <p>鈴鹿市景観計画に整合した設計とするため、環境影響評価書の調査、予測及び評価の手法で検討した結果を踏まえ、本市都市計画課と事前に協議を行うこと。</p>   | <p>今後、設計を実施する段階で、関係機関へ協議を行うとともに、必要な措置を講じます。</p>   |



表 16-2(5) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素      | 鈴鹿市長意見  | 都市計画決定権者の見解  |
|-----------|---|--|
| 歴史的文化的な遺産 | <p>伊勢国府跡については路線を離れる計画であるが、台地縁辺部に瓦窯跡等の関連遺跡が存在することが予想されるため、万が一工事中に発見した場合、工事の進捗に影響が出ることも視野に入れること。</p> <p>また、未指定ではあるが、台地縁辺部の古墳群への影響を最小限にするように、引き続き検討・協議を願う。</p>   | <p>今後、設計を実施する段階で、埋蔵文化財包蔵地の改変を極力抑える計画としていますが、影響を回避できない場合は、発掘調査による影響の詳細な検討を実施します。その上で、関係機関に協議を行い、必要な措置を講じます。</p> |
| 温室効果ガス等   | <p>事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。</p>  | <p>工事の実施にあたっては、低燃費型建設機械を使用するなど、温室効果ガスの排出量削減に配慮します。</p>   |
| 事後調査      | <p>予測の不確実性が少ない項目であっても、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じた場合には、事後調査の実施を検討すること。</p>  | <p>当初想定していなかった自然的、社会的環境の変化や事業計画の変更等により、著しい環境影響を及ぼすことが明らかとなった場合は、必要に応じ、事後調査を実施するとともに、環境保全のための適切な措置を講じます。</p>    |
| その他       | <p>(1)事業の実施にあたっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。</p>   | <p>今後も鈴鹿亀山道路の事業の進展に伴い、適宜、情報発信に努めます。特に、設計段階においては地元住民への丁寧な説明を行い、実行可能な範囲で地元の要望を踏まえた設計や施工方法を検討します。</p>             |
|           | <p>(2)鈴鹿亀山道路の工事が、児童生徒の通学路付近にかかることが考えられるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の登下校の時間を考慮した工事車両の通行</li> <li>・児童生徒の安全確保のための警備員の配置</li> <li>・工事により通学路が一部遮断されるような場合、う回路の確保等児童の安全を最優先にした対策をお願いします。</li> </ul> <p>また、工事区間、工事期間、安全対策等について、該当する小中学校に事前説明を行うこと。</p> | <p>工事用車両の運行ルートの設定にあたっては、近隣の小学校の通学路に配慮し、必要な措置を講じます。また、工事区間や工事期間、安全対策等の情報について、関係する小中学校に事前説明を行います。</p>            |

表 16-3(1) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 亀山市長意見   | 都市計画決定権者の見解  |
|------|--|--|
| 全般   | (1) 根拠となる調査結果データの提示と合わせたうえで十分な分析を行い、具体的な数値により評価を行っていただきたい。   | 予測・評価は「道路環境影響評価技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考として可能な限り具体的な数値を用いて行いました。また、根拠となる調査結果については、可能な限り本評価書に記載しています。            |
|      | (2) 環境影響評価法に定められた項目のみを評価するのではなく、施工する上で生じることが予想される事象や影響を十分検討の上抽出し、評価に加えていただきたい。   | 本事業の評価項目は、環境影響評価法のみならず、三重県環境影響評価条例等の考え方を踏まえ、想定しうる影響項目について、予測評価を行っています。   |
|      | (3) 今後施工までの期間に現地環境が変化することから、過去のデータに捉われず必ず現地の実情を精査したうえで、あらゆる環境影響について必要に応じて柔軟に対策を講じていただきたい。  | 当初想定していなかった自然的、社会的環境の変化により、著しい環境影響を及ぼすことが明らかとなった場合は、環境保全のための適切な措置を講じます。  |
|      | (4) 今後の事業進捗に応じて、利害関係者の意見を広く聴取するとともに、必要に応じて設計及び施工に反映していただきたい。   | 今後、設計を実施する段階で、利害関係者の意見を聴取し、実行可能な範囲で環境影響を低減できる設計及び施工を検討します。   |
|      | (5) 環境影響評価準備書に対する三重県知事および各市長意見に対しては、各々の意見の内容に応じ、評価書において具体的に回答いただきたい。また、一般の環境の保全の見地からの意見について、準備書においては適切な回答がなされていない項目が見受けられるため、一般意見を地域住民の声として真摯に受け止め、評価書においては内容に応じて具体的に回答していただきたい。 | 三重県知事および各市長意見に対し、丁寧な回答に努めました。<br>一般の環境の保全の見地からの意見については、全ての意見を確認の上、ご指摘いただいた環境影響への懸念を可能な限り考慮した予測評価を実施しています。また、地元説明会を開催するなど地元と情報を共有しながら事業を進めます。 |
| 水質   | 工事の実施に伴い発生する水質の影響について、方法書に対する意見を付したものの、準備書における予測評価が水の濁りのみを対象としており、環境に与える影響の評価としては不十分である。水に含まれる化学物質にも影響を及ぼすこともあるため、工事期間を通して様々な水質項目のモニタリングを実施し、影響を低減させる措置を講じていただきたい。               | 現時点では工事に伴う水質への影響は小さいと予測しています。ただし、著しい環境影響が明らかとなった場合は、環境保全のための適切な措置を講じます。  |

表 16-3(2) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素      | 亀山市長意見   | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|--|---|
| 地形・地質     | <p>能褒野橋付近に水道水源があるため、上水道として利用される水の水質の変化など、工事に伴うあらゆる影響の有無を評価し、水源地向への影響が生じないように詳細設計し、施工までに亀山市へ協議いただきたい。また、車両事故からの油や冬季に散布される融雪剤散布等が流出する恐れがあり、上水道として利用される水への影響が懸念されるため、道路排水についてオイルトラップ等の対策を講じていただきたい。</p> | <p>今後、設計を実施する段階で、地下水脈への影響を把握し、設計段階において関係機関への事前協議を行います。また、道路排水についての対策も設計段階で協議を行います。</p> <p>融雪剤による影響については、既往研究にてほとんど影響がないことが確認されているため、現時点では影響は小さいと考えています。ただし、著しい環境影響を及ぼすことが明らかとなった場合は、環境保全のための適切な措置を講じます。</p> |
| 動物、植物、生態系 | <p>天然記念物や絶滅危惧種のみならず、例えば鈴鹿川河川敷にて生息が確認されている新種の昆虫等、工事区間に存在する特筆すべき動植物に対する影響を低減させるよう、道路や橋梁の設置位置を配慮する等措置を講じていただきたい。</p>  | <p>「3.2.10.2)環境保全の方針」に基づき、計画・設計、工事の実施、土地又は工作物の存続及び供用それぞれの段階において、天然記念物や絶滅危惧種のみならず特筆すべき動植物に対しても環境への影響を低減させるよう努めます。</p>  |
| 景観        | <p>事業実施の段階において、亀山市景観計画における景観形成基準に適合する計画としていただきたいことから、協議をお願いしたい。</p>  | <p>今後、設計を実施する段階で、景観形成基準への適合を確認の上、関係機関へ協議を行うとともに、必要な措置を講じます。</p>   |
| 歴史的文化的な遺産 | <p>(1)この調査では、調査区内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地をすべて取り上げていないため、工事に当たっては、該当するすべての周知の埋蔵文化財包蔵地の保護について十分な協議をしていただきたい。特に、亀山ジャンクション東側の計画地内には、複数の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますので注意していただきたい。</p>  | <p>埋蔵文化財包蔵地の分布を確認し「11.環境影響評価の結果」の「11.13歴史的文化的な遺産」に追記しました。</p> <p>今後、設計を実施する段階で、埋蔵文化財包蔵地の改変を極力抑える計画としていますが、影響を回避できない場合は、発掘調査による影響の詳細な検討を実施します。その上で、関係機関に協議を行い、必要な措置を講じます。</p>                                |
|           | <p>(2)史跡、名勝、天然記念物で調査から漏れているものが見受けられるため、再度見直していただきたい。特に市指定天然記念物のナギの木は、計画地の端部から500mの範囲に近接しているため注意していただきたい。</p>   | <p>史跡、名勝、天然記念物を確認し、修正しました。なお、いずれの史跡等においても影響を回避した平面計画としています。</p>   |
|           | <p>(3)表中、峯城跡への主要アクセスを峯城跡北東の農道としていますが、峯城跡への主要アクセスは、北東部だけでなく南東部にもあるため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置について、十分ご配慮いただきたい。</p>   | <p>表11.13-3に峯城跡への主要アクセスルートとして峯城跡南東の道路を追記しました。</p> <p>峯城跡への主要アクセスが北東部及び南東部に存在することに留意し、今後の施工計画を検討します。</p>   |

表 16-3(3) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 亀山市長意見   | 都市計画決定権者の見解  |
|------|--|--|
| その他  | <p>(1)本線は、圃場を分断する計画であるため、付替に伴う農道や用排水路の設置箇所や構造を設計する際には、付近住民の移動経路や既存水路を可能な限り分断することが無いよう、利害関係者の要望を広く聴取していただきたい。さらに、設置後は適切な維持管理に努めていただきたい。</p>                                     | <p>今後、設計を実施する段階で、利害関係者の意見を聴取し、付近住民の生活への影響を可能な限り低減できるよう配慮します。</p>                                 |
|      | <p>(2)工事に伴い他所から搬入し使用する土砂については、本年4月施行の「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に準拠した取扱いを徹底し、その成分を調査する等有害物質の混入防止を徹底していただきたい。また、事業実施の段階において、土砂の運搬ルート等について、関係各課との協議及び地元への十分な説明をいただきたい。</p>            | <p>工事実施段階においては、有害物質が混入していないことを確認の上、使用に供します。また、土砂の運搬ルート等については、事前に関係各課との協議及び地元への説明を行った上で実施します。</p> |
|      | <p>(3)道路照明灯による光害や高架による日照障害、交通車両による粉塵など、農作物への影響が懸念される。また、農業用水路に対する事故によるオイル流出や融雪剤散布の影響も懸念され、その取水や排出先の水量が変化する恐れもある。それら農地や農業用水路への影響が生じないように十分考慮した構造としていただくとともに、実施設計時に協議いただきたい。</p> | <p>農地や農業用水路等への影響については、設計段階において、できる限り配慮し、関係機関へ協議を行います。</p>  |

## 17. 国土交通省中部地方整備局長及び都市計画同意権者の意見と都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第二十三条に基づく環境大臣の意見を勘案して述べられた同法第二十四条に基づく環境保全の見地からの国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応を表 17-1 に示します。

表 17-1(1) 評価書についての国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

| 環境要素 | 国土交通省中部地方整備局長及び都市計画同意権者の意見  | 都市計画決定権者の対応  |
|------|---|--|
| 総論   | <p>(1) 調査・予測及び評価の再実施<br/>                     本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。このため、本事業の工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査・予測及び評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。</p> | <p>「事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。」と評価書第14章に記載しました。</p> |
|      | <p>(2) 環境保全措置の具体化<br/>                     今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。</p>  | <p>「今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や必要に応じて聴取する専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性の確保に努めます。」と評価書第14章に記載しました。</p>                       |
|      | <p>(3) 周辺工事との影響の低減<br/>                     対象事業実施区域の周辺において工事計画の検討が進められている「都市計画道路北勢バイパス」等について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響を低減すること。</p>  | <p>「対象道路事業実施区域の周辺で計画されている「都市計画道路北勢バイパス」等について、対象道路事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象道路事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。」と評価書第14章に記載しました。</p>                        |
|      | <p>(4) 地域住民等への丁寧な説明<br/>                     本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</p>  | <p>「工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。」と評価書第14章に記載しました。</p>   |

表 17-1 (2) 評価書についての国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

| 環境要素           | 国土交通省中部地方整備局長及び都市計画同意権者の意見   | 都市計画決定権者の対応  |
|----------------|--|--|
| 騒音             | <p>ア 自動車の走行による騒音<br/>           計画路線に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とすること。また、計画路線以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用開始後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、本事業者として、適切に連携及び調整を図ること。</p> | <p>「遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とします。」「都市計画対象道路以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用開始後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、事業者として、適切に連携及び調整を図ります。」と評価書第11章第2節に記載しました。</p> |
|                | <p>イ 建設機械の稼働による騒音<br/>           建設機械の稼働に伴う騒音については、住居地域に近接して工事が行われることから、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、その状況に応じ、騒音影響を低減するための適切な措置を講ずること。</p>   | <p>環境保全措置として、工事用車両の運行の分散及び作業者に対する工事用車両の運行の指導を行うこととしています。また、工事中の対応として、「工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。」と評価書第11章第2節に記載しました。</p>                                  |
| 人と自然との触れ合い活動の場 | <p>計画路線は、サイクリングロードの始点であり、かつ、「鈴鹿バルーンフェスティバル」が開催されるなど、人と自然との触れ合いの活動の場となっている「鈴鹿川河川緑地」を横断する計画であり、当該緑地の利用者に影響を与えると考えられる。この影響を軽減するため、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえ、環境保全措置の具体的な内容を検討し、実施すること。</p>  | <p>環境保全措置として位置付けている道路及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討に関し、「環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行い、利用者への影響低減に努めます。」と評価書第11章第12節に記載しました。</p>  |

表 17-1(3) 評価書についての国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見  
とそれに対する都市計画決定権者の対応

| 環境要素        | 国土交通省中部地方整備局長及び<br>都市計画同意権者の意見   | 都市計画決定権者の対応   |
|-------------|--|---|
| 廃棄物         | <p>ア. 廃棄物の再生利用及び適正処理の推進<br/>工事に伴い発生する廃棄物については、<br/>できる限り、再生利用を図るとともに、工<br/>事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応<br/>じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物<br/>を適正に処理すること。</p>   | <p>廃棄物の処理に当たっては、積極的な再<br/>利用を図ることを評価書第 11 章第 14 節<br/>に記載しています。さらに、「工事着手<br/>までに、廃棄物の種類や発生量に応じた<br/>処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を<br/>適正に処理します。」と評価書第 11 章第<br/>14 節に記載しました。</p>   |
|             | <p>イ. 建設発生土の現場利用の推進及び適切<br/>な管理<br/>建設発生土については、現場での利用を<br/>推進すること。また、建設発生土の仮置場<br/>を設置する場合は、その設置場所の選定に<br/>当たり、周辺的生活環境及び自然環境への<br/>影響が懸念される区域を回避するととも<br/>に、仮置場までの適切な運搬及び仮置場<br/>における適切な管理を図り、建設発生土の飛<br/>散及び流出等による周辺環境への影響を<br/>回避又は極力低減すること。</p>   | <p>本事業で発生する建設発生土は全てを都<br/>市計画対象道路事業実施区域内の路体盛<br/>土として再利用する計画としていること<br/>を評価書第 11 章第 14 節に記載していま<br/>す。さらに、建設発生土の仮置場を設置<br/>する場合の環境保全方針を評価書第 3 章<br/>第 2 節に一般的な環境保全の方針として<br/>追記したうえで、「建設発生土の仮置場<br/>を設置する場合は、その設置場所の選定<br/>に当たり、周辺的生活環境及び自然環境<br/>への影響が懸念される区域を回避すると<br/>ともに、仮置場までの適切な運搬及び仮<br/>置場における適切な管理を図り、建設発<br/>生土の飛散及び流出等による周辺環境へ<br/>の影響を回避又は極力低減します。」と<br/>評価書第 11 章第 14 節に記載しました。</p>  |
| 温室効果<br>ガス等 | <p>工事中の排出削減対策及び省エネ設備<br/>の導入等による供用時の温室効果ガスの<br/>排出低減に努めるとともに、本事業の供用<br/>前後における温室効果ガス排出量の変化<br/>の把握を検討すること。<br/>また、都市計画決定権者である三重県に<br/>おいては、本事業に係る都市計画につい<br/>て、地球温暖化対策の推進に関する法律<br/>(平成 10 年法律第 117 号) に基づき、当<br/>該都市計画の目的の達成との調和を図り<br/>つつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共<br/>団体の実行計画と連携して温室効果ガス<br/>の排出の抑制等が行われるよう配慮する<br/>こと。</p> | <p>低燃費型建設機械の使用、工事車両の<br/>アイドリングストップや省資源・省エネ<br/>ルギーに配慮した建設資材の使用等を採<br/>用することにより、温室効果ガス発生量<br/>の削減に積極的に努める計画としていま<br/>す。評価書第 3 章第 2 節に記載していま<br/>すが、「国等による環境物品等の調達<br/>の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第<br/>100 号) に基づく特定調達品目等の使用<br/>に努める旨を追記しました。<br/>また、「本事業の供用前後における温<br/>室効果ガス排出量の変化の把握について<br/>検討を行います。」「地球温暖化対策<br/>の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117<br/>号) に基づき、当該都市計画の目的の達<br/>成との調和を図りつつ、地球温暖化対策<br/>の推進に係る関係地方公共団体の実行計<br/>画と連携して、温室効果ガス排出量の削<br/>減等が行われるよう配慮します。」と評<br/>価書第 3 章第 2 節に記載しました。</p> |

## 18. 準備書の記載事項の修正内容

環境影響評価書の作成にあたり、環境影響評価法第二十条第一項の規定に基づく三重県知事意見、同法第二十三条に基づく環境大臣の意見を勘案して述べられた同法第二十四条に基づく環境保全の見地からの国土交通省中部地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見等を勘案して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、記載事項を修正した内容は、以下に示すとおりです。

### 18.1. 知事意見及び関係市長意見を勘案した修正

| 項目（頁）                                      | 準備書                                      | 補正前の評価書   |
|--|--|---|
| 4.1.3. 土壌及び地盤の状況<br>(P4-43)                | (記載なし)                                   | <u>また、後述するとおり、鈴鹿市及び亀山市では、水道水源として地下水を利用しています。(図 4.2-5)</u>   |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-81)    | 表 4.1-51<br>(記載なし)                       | 表 4.1-51<br><u>ナギの木</u><br>を追加  |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-82)    | 図 4.1-30<br>(記載なし)                       | 図 4.1-30<br><u>ナギの木</u><br>を追加  |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-92～95) | 表 4.1-56 (1) ～ (3)<br>表 4.1-58<br>(記載なし) | 表 4.1-56 (1) ～ (3)<br>表 4.1-58<br>「山地の水田」「台地・丘陵地の水田」「低地の水田」の主な動物種<br><u>トノサマガエル</u> を追加<br>「開放水域」の主な動物種<br><u>ニホンイシガメ</u> を追加 |
| 4.1.6. 景観の状況 (P4-99)                       | 表 4.1-60(2)<br>(記載なし)                    | 表 4.1-60(2)<br><u>神戸城跡、東海道、伊勢街道</u><br>及びこれらの概要説明を追加<br>出典<br><u>「みえの歴史街道」(三重県ホームページ)</u><br>を追加                              |
| 4.1.6. 景観の状況 (P4-100)                      | 図 4.1-33<br>(記載なし)                       | 図 4.1-33<br><u>神戸城跡、東海道、伊勢街道</u><br>を追加<br>出典<br><u>「みえの歴史街道」(三重県ホームページ)</u><br>を追加   |
| 4.2.3. 河川の利用並びに地下水の利用の状況 (P4-115)          | 図 4.2-5<br>(記載なし)                        | 図 4.2-5<br>鈴鹿市の水道水源を4か所追加   |
| 4.2.3. 河川の利用並びに地下水の利用の状況 (P4-116)          | <u>対象区域では、地下水を利用した上水道はありません。</u>         | <u>対象区域では、鈴鹿市及び亀山市が上水道に地下水を利用しています。特に鈴鹿市では対象区域内に多くの水道水源が存在します。</u>  |
| 4.2.7. 環境の保全を目的と                           | 表 4.2-18 天然記念物                           | 表 4.2-18 天然記念物  |



| 項目（頁）  | 準備書   | 補正前の評価書   |
|--|---|---|
| して法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-138）                  | （記載なし）  | <u>ニホンカモシカ、ネコギギ、ナギの木</u><br>及びこれらの所在地、指定年月日を追加  |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-139）   | 図 4.2-13 天然記念物<br>（記載なし）                                | 図 4.2-13<br><u>ナギの木</u><br>を追加  |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-163）   | 図 4.2-18  | 図 4.2-18<br>埋蔵文化財包蔵地の分布位置を修正  |
| 11.6.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-1） | 調査すべき情報<br>（記載なし）                                       | 調査すべき情報<br><u>地下水の利用状況</u>  |
| 11.6.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-1） | 表 11.6-1 既存資料調査の調査手法<br>…（記載なし）                         | 表 11.6-1 既存資料調査の調査手法<br><u>…また、地下水の利用状況として、水道水源地等の情報を収集する。</u>                            |
| 11.6.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-3） | …学術上の観点から重要と認められる地形として、水沢扇状地があげられています。                  | …学術上の観点から重要と認められる地形として、水沢扇状地があげられています。<br><u>また、扇状地に由来する地下水は、上水道に利用されています。</u>            |
| 11.6.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-3） | 重要な地形の分布、状態及び特性   | 重要な地形等の分布、状態及び特性  |
| 11.6.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-3） | （記載なし）  | <u>また、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、「第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）」で示すとおり、水道水源地が存在しています。</u> |
| 11.6.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-5） | 重要な地形の改変の程度については、…。                                     | 重要な地形等の改変の程度については、…。  |
| 11.6.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-5） | 予測地域は、調査地域にあって、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形への影響が予測される地域としました。 | 予測地域は、調査地域にあって、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形等への影響が予測される地域としました。                                  |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
| 11.6.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上<br>式）の存在に係る重要な地<br>形及び地質（P11.6-5） | 予測対象時期は、都市計画対<br>象道路事業の実施により、重<br>要な <u>地形</u> への影響が予測さ<br>れる時期としました。 | 予測対象時期は、都市計画対<br>象道路事業の実施により、重<br>要な <u>地形等</u> への影響が予測<br>される時期としました。  |
| 11.6.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上<br>式）の存在に係る重要な地<br>形及び地質（P11.6-5） | 重要な <u>地形</u> に係る予測結果<br>は、図 11.6-3 に示すとおり<br>です。                     | 重要な <u>地形等</u> に係る予測結<br>果は、図 11.6-3 に示すと<br>おりです。  |
| 11.6.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上<br>式）の存在に係る重要な地<br>形及び地質（P11.6-5） | （記載なし）  | <u>ただし、水道水源の地下水脈<br/>は、安楽川及び鈴鹿川沿川の<br/>深度 5～30mの帯水層（砂礫<br/>層）を流れており、都市計画<br/>対象道路事業実施区域及び<br/>その周囲に位置しているた<br/>め、一部の水道水源地及びそ<br/>の地点の上流や下流の広範<br/>囲に渡る地下水脈の流路・水<br/>量・水質等に、橋梁下部工等<br/>の工事の実施及び道路の存<br/>在による影響が生じる可能<br/>性があります。</u> |
| 11.6.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上<br>式）の存在に係る重要な地<br>形及び地質（P11.6-6） | 図 11.6-3  | 図 11.6-3<br>水道水源を記載<br>変更区域を削除  |
| 11.6.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上<br>式）の存在に係る重要な地<br>形及び地質（P11.6-7） | <u>このことから、工事の実施に<br/>係る重要な地形に対する環<br/>境保全措置の検討は行わな<br/>いこととしました。</u>  | <u>地下水を利用している水道<br/>水源の地下水脈については、<br/>橋梁下部工等の工事の実施<br/>及び道路の存在による影響<br/>が生じる可能性があります。<br/>このことから、工事の実施及<br/>び道路の存在による水道水<br/>源の地下水脈への環境負荷<br/>を回避又は低減することを<br/>目的として環境保全措置を<br/>検討しました。検討した環<br/>境保全措置は表 11.6-4 に示<br/>すとおりです。</u>  |
| 11.6.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上<br>式）の存在に係る重要な地<br>形及び地質（P11.6-7） | （記載なし）  | 表 11.6-4<br><u>環境保全措置</u><br><u>地下水の流動調査等による</u><br><u>影響の詳細な検討</u><br><u>保全対象</u><br><u>都市計画対象道路事業実施</u><br><u>区域及びその周辺に位置し、</u><br><u>地下水を利用する水道水源</u><br><u>の地下水脈</u><br><u>環境保全措置の効果</u><br><u>検討結果をもとに適切な措</u>                 |

| 項目（頁）  | 準備書           | 補正前の評価書  |
|--|---------------|--|
|  |               | <p>置を講じることで、影響を回避又は低減できます。</p> <p><u>検討結果</u><br/>設計着手前に地下水の流動調査等を実施し、影響が想定される場合には、必要な措置を講じるものとします。</p>  |
| <p>11.6.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-7）</p> | <p>（記載なし）</p> | <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果などは、表 11.6-5 に示すとおりです。</p>   |
| <p>11.6.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-7）</p> | <p>（記載なし）</p> | <p>表 11.6-5</p> <p><u>実施主体</u><br/>事業者</p> <p><u>実施内容（種類）</u><br/>地下水の流動調査等による影響の詳細な検討<br/>（内容の詳細については関係機関と協議し決定します）</p> <p><u>実施内容（位置）</u><br/>水道水源周辺の埋設物設置箇所<br/>保全対象<br/>都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に位置し、地下水を利用する水道水源</p> <p><u>環境保全措置の効果</u><br/>検討結果をもとに適切な環境保全措置を講じることで、影響を回避又は低減できます。</p> <p><u>効果の不確実性</u><br/>あり<br/>他の環境への影響<br/>なし</p> |
| <p>11.6.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-8）</p> | <p>（記載なし）</p> | <p>事後調査の内容は、表 11.6-6 に示すとおりです。</p> <p><u>重要な地形等については、都市計画対象道路事業実施区域と分布範囲の重ね合わせ等により予測を行っており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</u></p> <p><u>都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に位置している一部の水道水源及びその地点の上流や下流の広範囲に渡る地下水脈については、工事の実施中における環境保全措置の内容を</u></p>  |

| 項目（頁）  | 準備書   | 補正前の評価書  |
|--|---|--|
|  |   | <p><u>より詳細なものにするために、工事实施段階の事前に調査を実施し、影響の詳細な検討を行い、影響が生じるおそれが予測された場合は、必要な措置を講じることとしています。この場合、環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、その効果を把握するために事後調査を実施します。調査方法の詳細については、関係機関と協議し決定します。</u></p>  |
| <p>11.6.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-8）</p> | <p>（記載なし）</p>   | <p>表 11.6-6<br/> <u>調査項目</u><br/> <u>地下水位、地下水質</u><br/> <u>調査内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>調査時期</u><br/> <u>工事前、工事期間中、工事完了後</u></li> <li>・ <u>調査地域</u><br/> <u>影響のおそれがあると予測される地域</u></li> <li>・ <u>調査方法</u><br/> <u>現地調査（地下水位、地下水質の観測）による確認</u></li> </ul> <p><u>実施主体</u><br/> <u>事業者</u></p> |
| <p>11.6.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-8）</p> | <p>（記載なし）</p>   | <p><u>当該対象事業に起因した、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</u></p>   |
| <p>11.6.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-8）</p> | <p>（記載なし）</p>   | <p><u>事後調査結果の公表等については、原則として事業者が行うものとしますが、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとします。</u></p>  |
| <p>11.6.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質（P11.6-9）</p> | <p>これらのことから、重要な地形への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p> | <p><u>上記に加え、地下水脈への橋梁下部工等の埋設物設置の選定においては、環境保全措置として、地下水の流動調査等による影響の詳細な検討を行い、関係機関と協議のうえ、水道水源の水質を保全するとともに水量を確保できるように必要な措置を講じることにより環境への影響を回避又は低減します。</u><br/> また、地下水を利用して</p>  |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
|   |   | <p>る水道水源の地下水脈への影響が想定される場合に実施する措置については、不確実性を伴うことから事後調査を実施します。</p> <p>これらのことから、重要な地形等への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-47)</p> | <p>表 11.8-37(1) クイナの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である河川敷は、<u>工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>       | <p>表 11.8-37(1) クイナの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である河川敷は、<u>橋梁で通過する予定であり、河川敷の改変を最小限に抑えます。また、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-47)</p> | <p>表 11.8-37(2) チュウサギの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である水田、耕作地等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.8-37(2) チュウサギの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である水田、耕作地等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>                              |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-48)</p> | <p>表 11.8-37(3) タゲリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である耕作地、水田等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用す</p>   | <p>表 11.8-37(3) タゲリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である耕作地、水田等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用す</p>   |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書  |
|---|---|--|
|   | <p>ること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   | <p>ること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-48)</p> | <p>表 11.8-37(4)ケリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である水田、耕作地、草原等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.8-37(4)ケリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である水田、耕作地、草原等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-49)</p> | <p>表 11.8-37(5)イカルチドリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である砂礫地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>    | <p>表 11.8-37(5)イカルチドリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である砂礫地は、<u>橋梁で通過する予定であり、河川敷の改変を最小限に抑えます。また、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、河川敷は工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-49)</p> | <p>表 11.8-37(6)コチドリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である砂礫地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから、工</u></p>                                  | <p>表 11.8-37(6)コチドリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である砂礫地は、<u>橋梁で通過する予定であり、河川敷の改変を最小限に抑えます。また、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、河川敷</u></p>   |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
|   | <p>事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>  | <p>は工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。<u>また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-50)</p> | <p>表 11.8-37(7) コアジサシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である河川敷は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   | <p>表 11.8-37(7) コアジサシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である河川敷は、<u>橋梁で通過する予定であり、河川敷の改変を最小限に抑えます。</u>また、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、河川敷は工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。</u><u>また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-50)</p> | <p>表 11.8-37(8) ミサゴの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は多く残されます。</u>…</p>  | <p>表 11.8-37(8) ミサゴの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。</u><br/>…</p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-51)</p> | <p>表 11.8-37(9) ハチクマの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は多く残されます。</u>よって工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> | <p>表 11.8-37(9) ハチクマの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。</u>また、<u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>  |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-51)</p> | <p>表 11.8-37(10)ハイタカの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>           | <p>表 11.8-37(10)ハイタカの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-52)</p> | <p>表 11.8-37(12)サシバの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である樹林地や餌場環境である草原等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.8-37(12)サシバの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である樹林地や餌場環境である草原等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されま</u><br/><u>す。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を</u><br/><u>します。よって、工事の実</u><br/><u>施による本種の生息環境は保</u><br/><u>全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-53)</p> | <p>表 11.8-37(13)フクロウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>                   | <p>表 11.8-37(13)フクロウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されま</u><br/><u>す。また、法面等は周囲の植生等に配慮した</u><br/><u>早期緑化をします。よって、</u><br/><u>工事の実施による本種の生</u><br/><u>息環境は保全されると予測</u><br/><u>されます。</u></p>       |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-53)</p> | <p>表 11.8-37(14)アオバズクの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード</p>  | <p>表 11.8-37(14)アオバズクの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード</p>  |



| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
|   | 及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小することとどめられ、周辺に同様の環境は <u>広く残されることから</u> 、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。  | 及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小することとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、 <u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします</u> 。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。  |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-54） | 表 11.8-37(15) コチョウゲンボウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である水田、耕作地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することとどめられ、周辺に同様の環境は <u>多く残されることから</u> 、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。 | 表 11.8-37(15) コチョウゲンボウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である水田、耕作地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、 <u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします</u> 。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。   |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-54） | 表 11.8-37(16) ハヤブサの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することとどめられ、周辺に同様の環境は <u>広く残されることから</u> 、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。        | 表 11.8-37(16) ハヤブサの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することとどめられ、周辺に同様の環境は <u>残されます</u> 。また、 <u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします</u> 。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。 |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-55） | 表 11.8-38(1) ニホンイシガメの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である水田は、工事の実施により一部が縮小することとどめられ、河川は橋梁で通過し、周辺に同様の環境は <u>多く残されます</u> 。また、 <u>工事中の排水</u>   | 表 11.8-38(1) ニホンイシガメの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である水田は、工事の実施により一部が縮小することとどめられ、河川は橋梁で通過し、周辺に同様の環境は <u>残されます</u> 。また、 <u>工事中の排水等も</u>   |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
|   | <p>等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>  | <p><u>十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>  |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-55)</p> | <p>表 11.8-38(2)ニホンスッポンの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である水田は、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、河川は橋梁で通過し、周辺に同様の環境は<u>多く残されます</u>。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>                     | <p>表 11.8-38(2)ニホンスッポンの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である水田は、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、河川は橋梁で通過し、周辺に同様の環境は<u>残されま</u>す。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。<u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>                     |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-56)</p> | <p>表 11.8-38(3)トノサマガエルの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である水田、草地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>多く残されます</u>。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> | <p>表 11.8-38(3)トノサマガエルの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の主な生息環境である水田、草地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されます</u>。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。<u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-56)</p> | <p>表 11.8-39(1)スナヤツメ類の影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に<u>抑えられることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   | <p>表 11.8-39(1)スナヤツメ類の影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に<u>抑え</u>ます。<u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-57)</p> | <p>表 11.8-39(2)<br/>ニホンウナギの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水</p>  | <p>表 11.8-39(2)<br/>ニホンウナギの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境におけ</p>  |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書   |
|---|--|---|
|   | <p>質等の変化は最小限に抑えられることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> <p>ニホンウナギの影響予測結果（道路の存在）</p> <p>本種の生息地と考えられる水域は、工事による改変以外に道路の存在による新たな改変はなく、生息地周辺には同様の環境が多く残されることから、主な生息環境の縮小の程度は小さく、生息環境は保全されると予測されます。</p> | <p>る水質等の変化は最小限に抑えられます。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> <p>ニホンウナギの影響予測結果（道路の存在）</p> <p>本種の生息地と考えられる水域は、工事による改変以外に道路の存在による新たな改変はなく、生息地周辺には同様の環境が残されることから、主な生息環境の縮小の程度は小さいです。また、河川等の上下流の連続性に配慮した計画とします。よって、生息環境は保全されると予測されます。</p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-57)</p> | <p>表 11.8-39(3) ドジョウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である水路は、一部が縮小されるにとどめられ、周辺に同様の環境は広く残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>                                   | <p>表 11.8-39(3) ドジョウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である水路は、一部が縮小されるにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-58)</p> | <p>表 11.8-39(4) ホトケドジョウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である細流、水路は、一部が縮小されるにとどめられ、周辺に同様の環境は広く残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>                             | <p>表 11.8-39(4) ホトケドジョウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…本種の主な生息環境である細流、水路は、一部が縮小されるにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-58)</p> | <p>表 11.8-39(5) アカザの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…また、土工を予定する区間では、工事の実施による改変を最小限に抑えます。さらに、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等</p>   | <p>表 11.8-39(5) アカザの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）</p> <p>…また、土工を予定する区間では、工事の実施による改変を最小限に抑えます。さらに、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等</p>  |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書  |
|---|---|--|
|   | <p>の変化は最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は<u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   | <p>の変化は最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は<u>残されます。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-59)</p> | <p>表 11.8-39(6) ミナミメダカの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…さらに、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は<u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.8-39(6) ミナミメダカの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…さらに、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は<u>残されます。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-59)</p> | <p>表 11.8-39(7) ドンコの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…さらに、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は<u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>    | <p>表 11.8-39(7) ドンコの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…さらに、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は<u>残されます。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>    |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-60)</p> | <p>表 11.8-39(8) シマヒレヨシノボリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に<u>抑えられることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>               | <p>表 11.8-39(8) シマヒレヨシノボリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に<u>抑えられます。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>             |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-60)</p> | <p>表 11.8-40(1) ワスレナグモの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である平地から丘陵地の林縁や耕作地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同</p>                         | <p>表 11.8-40(1) ワスレナグモの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である平地から丘陵地の林縁や耕作地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同</p>                        |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書  |
|---|---|--|
|   | <p>様の環境は<u>広く残されることから</u>、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>   | <p>様の環境は残されず。また、<u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-61)</p> | <p>表 11.8-40(2)キノボリトタテグモの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…確認された神社等は工事による改変はされないことや、主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから</u>、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> | <p>表 11.8-40(2)キノボリトタテグモの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…確認された神社等は工事による改変はされないことや、主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されず。また、<u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-61)</p> | <p>表 11.8-40(3)コガネグモの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である草地や耕作地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから</u>、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>                           | <p>表 11.8-40(3)コガネグモの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である草地や耕作地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されず。また、<u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>                           |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-62)</p> | <p>表 11.8-40(4)アオハダトンボの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である平地、丘陵地の水生植物が繁茂する清流は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等に</p>  | <p>表 11.8-40(4)アオハダトンボの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である平地、丘陵地の水生植物が繁茂する清流は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等に</p>   |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書  |
|---|---|--|
|   | <p>より、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから</u>、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>  | <p>より、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されま</u>す。また、<u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>  |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-62)</p> | <p>表 11.8-40(5) キイロサナエの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>主な生息環境である河川緩流部や用水路等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とすること、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから</u>、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> | <p>表 11.8-40(5) キイロサナエの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>主な生息環境である河川緩流部や用水路等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とすること、周辺に同様の環境は<u>残されま</u>す。また、<u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p> |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-63)</p> | <p>表 11.8-40(7) ミヤマアカネの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である水田等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>広く残されることから</u>、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>                                  | <p>表 11.8-40(7) ミヤマアカネの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である水田等は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されま</u>す。また、<u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>                                  |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-64)</p> | <p>表 11.8-40(8) コオイムシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である水田や池沼などの止水域は、工事</p>  | <p>表 11.8-40(8) コオイムシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である水田や池沼などの止水域は、工事</p>   |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
|   | <p>施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと認められます。また、<u>工事</u>中の排水等も十分配慮した計画とすること、<u>周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   | <p>施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと認められ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事</u>中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、<u>工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-64)</p> | <p>表 11.8-40(9) オオコオイムシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である水田や池沼などの止水域は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと認められます。また、<u>工事</u>中の排水等も十分配慮した計画とすること、<u>周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>              | <p>表 11.8-40(9) オオコオイムシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である水田や池沼などの止水域は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと認められ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事</u>中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、<u>工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>                  |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-65)</p> | <p>表 11.8-40(10) コマダラウスバカゲロウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと認められ、<u>周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   | <p>表 11.8-40(10) コマダラウスバカゲロウの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと認められ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>                         |
| <p>11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br/>(P11.8-65)</p> | <p>表 11.8-40(11) キシタアツバの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の生息環境及びヤブマオの生育環境である草地、雑草地等は調査地域に広く分布しており、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと認められ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.8-40(11) キシタアツバの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…本種の生息環境及びヤブマオの生育環境である草地、雑草地等は調査地域に広く分布しており、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと認められ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
|   | ド及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>広く残されることから</u> 、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。  | ド及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>残されます</u> 。また、 <u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします</u> 。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。   |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-66） | 表 11.8-40(12) メスアカゲバエの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は <u>最小限に抑えられることから</u> 、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。                                       | 表 11.8-40(12) メスアカゲバエの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は <u>最小限に抑えられます</u> 。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。                                    |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-66） | 表 11.8-40(13) コガタミズアブの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である水田地帯は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>広く残されることから</u> 、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。 | 表 11.8-40(13) コガタミズアブの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である水田地帯は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>残されることから</u> 、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。 |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-67） | 表 11.8-40(14) ニノミヤトビクチミギワバエの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>広く残されることから</u> 、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。           | 表 11.8-40(14) ニノミヤトビクチミギワバエの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>残されます</u> 。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。          |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物           | 表 11.8-40(15) コガムシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…主な生息環境である水田  | 表 11.8-40(15) コガムシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…主な生息環境である水田  |



| 項目（頁）  | 準備書   | 補正前の評価書   |
|--|---|---|
| (P11. 8-67)  | や池沼などの止水域は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とすること、周辺に同様の環境は <u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>                                  | や池沼などの止水域は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とすることから、周辺に同様の環境は残されます。 <u>よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>   |
| 11. 8. 2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br>(P11. 8-68) | 表 11. 8-40(16) ヤマトモンシデムシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…主な生息環境である平野部の水田は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u> | 表 11. 8-40(16) ヤマトモンシデムシの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…主な生息環境である平野部の水田は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>残されます。また、工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u> |
| 11. 8. 2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br>(P11. 8-68) | 表 11. 8-40(17) トゲアリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は <u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>         | 表 11. 8-40(17) トゲアリの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。 <u>また、工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>         |
| 11. 8. 2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物<br>(P11. 8-69) | 表 11. 8-40(18) ヤマトアシナガバチの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を  | 表 11. 8-40(18) ヤマトアシナガバチの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を  |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
|   | 主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することとどめられ、周辺に同様の環境は <u>広く残される</u> ことから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。  | 主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、 <u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u> よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。  |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-69） | 表 11.8-41(1) アツブタガイの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小することとどめられます。また、 <u>周辺に同様の環境は広く残される</u> ことから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。                             | 表 11.8-41(1) アツブタガイの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小することとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。</u> また、 <u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u> よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。 |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-70） | 表 11.8-41(2) ナガオカモノアラガイの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である水域は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小することとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は多く残されます。</u> また、 <u>工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u> | 表 11.8-41(2) ナガオカモノアラガイの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である水域は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小することとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。</u> また、 <u>工事中の排水等も十分配慮した計画とします。</u> よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。           |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-70） | 表 11.8-41(3) ウメムラシタラガイの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小することとどめられ、 <u>周辺に同様の環境</u>   | 表 11.8-41(3) ウメムラシタラガイの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…本種の主な生息環境である樹林地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小することとどめられ、 <u>周辺に同様の環境</u>   |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
|   | は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。  | は残されず。また、 <u>工事を実施する際は、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u> よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。  |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-71） | 表 11.8-41(4) マツカサガイの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…さらに、 <u>工事中の排水等も十分に配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>  | 表 11.8-41(4) マツカサガイの影響予測結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…さらに、 <u>工事中の排水等も十分に配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化は最小限に抑えます。</u> よって、 <u>周辺にも同様の環境は残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>   |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-24） | 表 11.9-14(1) ヒメミズワラビの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…その他の区域では、 <u>工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられます。</u><br>また、 <u>改変区域近傍の生育地では、作業員の踏みつけ等による直接的被害が生じることが考えられますが、一般的な保全方針として、立ち入り防止柵の設置や作業員の教育を行うなどの配慮をすること、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u> | 表 11.9-14(1) ヒメミズワラビの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…その他の区域では、 <u>工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。</u><br><u>改変区域近傍の生育地では、作業員の踏みつけ等による直接的被害が生じることが考えられますが、一般的な保全方針として、立ち入り防止柵の設置や作業員の教育を行うなどの配慮をすることから、工事の実施による当該生育地への直接的影響はほとんどないと考えられます。</u> また、 <u>工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。</u> さらに、 <u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u> よって、 <u>地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u> |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路                                 | 表 11.9-14(2) ヤナギイノコズチの予測評価結果（工事施   | 表 11.9-14(2) ヤナギイノコズチの予測評価結果（工事施   |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書   |
|---|--|---|
| <p>（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>（P11.9-25）</p>                            | <p>工ヤード、工用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>                             | <p>工ヤード、工用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>                            |
| <p>11.9.1.工事施工ヤード及び工用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>（P11.9-25）</p> | <p>表 11.9-14(3) コブシの予測評価結果（工事施工ヤード、工用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>  | <p>表 11.9-14(3) コブシの予測評価結果（工事施工ヤード、工用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.9.1.工事施工ヤード及び工用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>（P11.9-26）</p> | <p>表 11.9-14(4) ニッケイの予測評価結果（工事施工ヤード、工用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.9-14(4) ニッケイの予測評価結果（工事施工ヤード、工用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早</u></p>   |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
|   |   | 期緑化を行います。よって、 <u>地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u>   |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-26） | 表 11.9-14(5) ヘビノボラズ<br>の予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u> | 表 11.9-14(5) ヘビノボラズ<br>の予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u> |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-27） | 表 11.9-14(6) ユキヤナギの<br>予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u>  | 表 11.9-14(6) ユキヤナギの<br>予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u>  |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-28） | 表 11.9-14(7) シバハギの<br>予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設</u>   | 表 11.9-14(7) シバハギの<br>予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤ</u>   |

| 項目（頁）  | 準備書  | 補正前の評価書   |
|--|--|---|
|  | 置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。  | ド、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、 <u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u> よって、 <u>地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u>   |
| 11.9.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-29） | 表 11.9-14(8) ミズマツバの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u>  | 表 11.9-14(8) ミズマツバの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u> よって、 <u>地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u>  |
| 11.9.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-30） | 表 11.9-14(9) カラタチバナの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u> | 表 11.9-14(9) カラタチバナの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u> よって、 <u>地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u> |
| 11.9.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-31） | 表 11.9-14(10) アサザの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用するこ   | 表 11.9-14(10) アサザの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用するこ  |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
|   | <p>と等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>  | <p>と等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>  |
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>(P11.9-32)</p> | <p>表 11.9-14(11) コバノカモメヅルの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.9-14(11) コバノカモメヅルの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>(P11.9-33)</p> | <p>表 11.9-14(12) コムラサキの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>    | <p>表 11.9-14(12) コムラサキの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保</u></p>                |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書  |
|---|---|--|
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-33） | 表 11.9-14(13) ミズネコノオの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u>  | 全されると予測されます。<br>表 11.9-14(13) ミズネコノオの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。</u><br><u>また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。</u> さらに、 <u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u> よって、 <u>地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u>  |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-34） | 表 11.9-14(14) シソクサの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…その他の区域では、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられます。<br><u>また、実施区域に近い生育地では、作業員の踏みつけ等による直接的被害が生じることが考えられますが、一般的な保全方針として、立ち入り防止柵の設置や作業員の教育を行うなどの配慮をすること、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u> | 表 11.9-14(14) シソクサの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…その他の区域では、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されます。</u><br><u>変更区域近傍の生育地では、作業員の踏みつけ等による直接的被害が生じることが考えられますが、一般的な保全方針として、立ち入り防止柵の設置や作業員の教育を行うなどの配慮をすることから、工事の実施による当該生育地への直接的影響はほとんどないと考えられます。</u> また、 <u>工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。</u> さらに、 <u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u> よって、 <u>地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u> |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物（P11.9-35） | 表 11.9-14(15) スズメハコベの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用す  | 表 11.9-14(15) スズメハコベの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用す   |



| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
|   | <p>ること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、</u>工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、<u>生育環境は保全されると予測されます。</u></p>  | <p>すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。</u>また、<u>工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。</u>さらに、<u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u>よって、<u>地域個体群への影響は小さく、</u>生育環境は保全されると予測されます。</p>   |
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>(P11.9-36)</p> | <p>表 11.9-14(16) カワヂシャの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、</u>工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、<u>生育環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.9-14(16) カワヂシャの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。</u>また、<u>工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。</u>さらに、<u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u>よって、<u>地域個体群への影響は小さく、</u>生育環境は保全されると予測されます。</p> |
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>(P11.9-37)</p> | <p>表 11.9-14(17) サワシロギクの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、</u>工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、<u>生育環境は保全されると予測されます。</u></p>   | <p>表 11.9-14(17) サワシロギクの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。</u>また、<u>工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。</u>さらに、<u>法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。</u>よって、<u>地域個体群への影響は小さく、</u>生育環境は保全されると予測されます。</p>   |

| 項目（頁）  | 準備書  | 補正前の評価書  |
|--|--|--|
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び<br/>工事用道路等の設置、道路<br/>（地表式又は掘割式、嵩上<br/>式）の存在に係る植物<br/>（P11.9-38）</p> | <p>表 11.9-14(18) オグルマの<br/>予測評価結果（工事施工ヤ<br/>ード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事施工ヤード等は<br/>本線工事区域を主に利用す<br/>ること等により、工事の実施<br/>により生育環境の一部が縮<br/>小するにとどめられ、<u>地域個<br/>体群への影響は小さく、工事<br/>施工ヤード、工事用道路の設<br/>置による生育環境での地下<br/>水位の変化はほとんど生じ<br/>ないことから、生育環境は保<br/>全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.9-14(18) オグルマの<br/>予測評価結果（工事施工ヤ<br/>ード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事施工ヤード等<br/>は本線工事区域を主に利用<br/>すること等により、工事の<br/>実施により生育環境の一部<br/>が縮小するにとどめられ、<br/><u>周辺に同様の環境は残され<br/>ます。また、工事施工ヤ<br/>ード、工事用道路の設置によ<br/>る生育環境での地下水位の<br/>変化はほとんど生じないと<br/>考えられます。さらに、法<br/>面等は周囲の植生等に配慮<br/>した早期緑化を行います。<br/>よって、<u>地域個体群への影<br/>響は小さく、生育環境は保<br/>全されると予測されます。</u></u></p> |
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び<br/>工事用道路等の設置、道路<br/>（地表式又は掘割式、嵩上<br/>式）の存在に係る植物<br/>（P11.9-39）</p> | <p>表 11.9-14(19) カキツバタ<br/>の予測評価結果（工事施工<br/>ヤード、工事用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線<br/>工事区域を主に利用すること<br/>等により、工事の実施によ<br/>り生育環境の一部が縮小す<br/>るととどめられ、<u>地域個体群<br/>への影響は小さく、工事施工<br/>ヤード、工事用道路の設置に<br/>よる生育環境での地下水位<br/>の変化はほとんど生じない<br/>ことから、生育環境は保全さ<br/>れると予測されます。</u></p>   | <p>表 11.9-14(19) カキツバタ<br/>の予測評価結果（工事施工<br/>ヤード、工事用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線<br/>工事区域を主に利用すること<br/>等により、工事の実施によ<br/>り生育環境の一部が縮小す<br/>るととどめられ、<u>周辺に<br/>同様の環境は残されます。<br/>また、工事施工ヤード、工<br/>事用道路の設置による生育<br/>環境での地下水位の変化は<br/>ほとんど生じないと考えら<br/>れます。さらに、法面等は<br/>周囲の植生等に配慮した早<br/>期緑化を行います。よって<br/>、<u>地域個体群への影響は小<br/>さく、生育環境は保全され<br/>ると予測されます。</u></u></p>   |
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び<br/>工事用道路等の設置、道路<br/>（地表式又は掘割式、嵩上<br/>式）の存在に係る植物<br/>（P11.9-40）</p> | <p>表 11.9-14(20) ホシクサの<br/>予測評価結果（工事施工ヤ<br/>ード、工事用道路の設置）<br/>…その他の区域では、工事施<br/>工ヤード等は本線工事区域<br/>を主に利用すること等によ<br/>り、工事の実施により生育環<br/>境の一部が縮小するにとど<br/>められます。</p>   | <p>表 11.9-14(20) ホシクサの<br/>予測評価結果（工事施工ヤ<br/>ード、工事用道路の設置）<br/>…その他の区域では、工事施<br/>工ヤード等は本線工事区域<br/>を主に利用すること等によ<br/>り、工事の実施により生育環<br/>境の一部が縮小するにとど<br/>められ、<u>周辺に同様の<br/>環境は残されます。</u><br/><u>また、工事施工ヤード、<br/>工事用道路の設置による生<br/>育環境での地下水位の変化<br/>はほとんど生じないと考え<br/>られます。さらに、法面等</u></p>   |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
|   |   | <p>は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、<u>地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>  |
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>(P11.9-41)</p> | <p>表 11.9-14(21) ヒメコヌカグサの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.9-14(21) ヒメコヌカグサの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…また、工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.9.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br/>(P11.9-42)</p> | <p>表 11.9-14(22) シランの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>地域個体群への影響は小さく、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>        | <p>表 11.9-14(22) シランの予測評価結果（工事施工ヤード、工事用道路の設置）<br/>…工事施工ヤード等は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により生育環境の一部が縮小するにとどめられ、<u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事施工ヤード、工事用道路の設置による生育環境での地下水位の変化はほとんど生じないと考えられます。さらに、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化を行います。よって、地域個体群への影響は小さく、生育環境は保全されると予測されます。</u></p>        |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系 (P11.10-21)</p> | <p>表 11.10-11 フクロウの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/>工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ周</p>  | <p>表 11.10-11 フクロウの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/>工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周</p>   |

| 項目（頁）  | 準備書   | 補正前の評価書  |
|--|---|--|
|  | <p>辺に同様の環境は<u>広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>  | <p>辺に同様の環境は残されま<u>ず。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-21）</p> | <p>表 11.10-11 ホンドアカネズミの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/> <u>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> | <p>表 11.10-11 ホンドアカネズミの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/> <u>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-21）</p> | <p>表 11.10-11 ホトケドジョウの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/> <u>…本種の主な生息環境である細流、水路は、一部が縮小されるにとどめられ、周辺に同様の環境は広く残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>  | <p>表 11.10-11 ホトケドジョウの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/> 本種の主な生息環境である細流、水路は、一部が縮小されるにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</p>                            |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-21）</p> | <p>表 11.10-11 ミドリシジミの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/> <u>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は多く残されることから、生息環境は保全されると予測されます。</u></p>             | <p>表 11.10-11 ミドリシジミの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/> <u>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されることから、生息環境は保全されると予測されます。</u></p>  |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-22）</p> | <p>表 11.10-12 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置<br/> <u>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工</u></p>   | <p>表 11.10-12 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置<br/> <u>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工</u></p>  |

| 項目（頁）  | 準備書   | 補正前の評価書   |
|--|---|---|
|  | <p>事の実施により一部が縮小するにとどめられ、同様の生息・生育基盤が周辺に広く存在するため、樹林地の生態系における動植物の種組成や食物連鎖の構成はほとんど変化しないと考えられます。</p>   | <p>部が縮小するにとどめられ、同様の生息・生育基盤が周辺に存在するため、樹林地の生態系における動植物の種組成や食物連鎖の構成はほとんど変化しないと考えられます。</p>   |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-22）</p> | <p>表 11.10-12 道路の存在<br/>…工事による改変以外に道路の存在による新たな改変はなく、<u>道路の存在により一部が縮小するにとどめられ、土工部の植栽及び周辺に同様の生息・生育基盤が周辺に広く存在するため、…</u></p>  | <p>表 11.10-12 道路の存在<br/>…工事による改変以外に道路の存在による新たな改変はなく、<u>土工部の植栽及び周辺に同様の生息・生育基盤が周辺に存在するため、…</u></p>  |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-23）</p> | <p>表 11.10-13(1) ホンドキツネ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、<u>工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p>                    | <p>表 11.10-13(1) ホンドキツネ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、<u>一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u></p> |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-23）</p> | <p>表 11.10-13(1) ホンドキツネ（道路の存在）<br/>…工事による改変以外に道路の存在による新たな改変はなく、<u>道路の存在により一部が縮小するにとどめられ、生息地周辺には同様の環境が多く残されることから、主な生息環境の縮小の程度は小さく、生息環境は保全されると予測されます。</u></p>                                 | <p>表 11.10-13(1) ホンドキツネ（道路の存在）<br/>…工事による改変以外に道路の存在による新たな改変はなく、<u>生息地周辺には同様の環境が残されることから、主な生息環境の縮小の程度は小さく、生息環境は保全されると予測されます。</u></p>   |
| <p>11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-24）</p> | <p>表 11.10-13(2) ヘイケボタル（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、一部が縮小するにとどめられ、<u>河川は橋梁で通過するため、周辺に同様の環境は多く残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全される</u></p> | <p>表 11.10-13(2) ヘイケボタル（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br/>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、一部が縮小するにとどめられ、<u>河川は橋梁で通過します。また、土工を予定する区間では、工事の実施による改変を最小限に抑えます。さらに、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の</u></p> |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書   |
|---|--|---|
|   | と予測されます。   | <u>生息環境における水質等の変化を最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は残されます。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>  |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-24） | 表 11.10-13(2) ゲンジボタル（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、一部が縮小するにとどめられ、河川は橋梁で通過するため、 <u>周辺に同様の環境は多く残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>         | 表 11.10-13(2) ゲンジボタル（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、一部が縮小するにとどめられ、河川は橋梁で通過します。 <u>また、土工を予定する区間では、工事の実施による改変を最小限に抑えます。さらに、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、本種の生息環境における水質等の変化を最小限に抑えられ、周辺にも同様の環境は残されます。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u> |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-24） | 表 11.10-13(2) ニホンイシガメ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、河川は橋梁で通過し、 <u>周辺に同様の環境は多く残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>                                     | 表 11.10-13(2) ニホンイシガメ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、河川は橋梁で通過し、 <u>周辺に同様の環境は残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-24） | 表 11.10-13(2) トノサマガエル（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>本種の主な生息環境である河川、支川沿いの水路は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、 <u>一部が縮小するにとどめられ、河川は橋梁で通過するため、周辺に同様の環境は多く残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とするため、工事の実施による本種の生息</u> | 表 11.10-13(2) トノサマガエル（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>本種の主な生息環境である水田、草地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、 <u>一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、工事中の排水等も十分配慮した計画とします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>  |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書   |
|---|--|---|
|   | 環境は保全されると予測されます。   |   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-25） | 表 11.10-14 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置<br>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、 <u>工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は多く残されます。</u>  | 表 11.10-14 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置<br>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、 <u>一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。</u>   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-26） | 表 11.10-15(1)トビ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、 <u>一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>                         | 表 11.10-15(1)トビ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、 <u>一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>                                |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-26） | 表 11.10-15(1)イタチ類（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、 <u>工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は多く残されることから、生息環境は保全されると予測されます。</u>                         | 表 11.10-15(1)イタチ類（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、 <u>一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、生息環境は保全されると予測されます。</u>  |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-27） | 表 11.10-15(2)イカルチドリ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br><u>本種の主な生息環境である河川周辺の砂礫地は、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u> | 表 11.10-15(2)イカルチドリ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br><u>本種の主な生息環境である河川周辺の砂礫地は、橋梁で通過する予定であり、河川敷の改変を最小限に抑えます。また、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、主な生息環境の一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は残されます。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。</u> |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
|   |   | よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-27） | 表 11.10-15(2) ショウリョウバッタ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は広く残されることから、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u>          | 表 11.10-15(2) ショウリョウバッタ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）…工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用することにより、一部が縮小するにとどめられ、 <u>周辺に同様の環境は残されず。また、法面等は周囲の植生等に配慮した早期緑化をします。よって、工事の実施による本種の生息環境は保全されると予測されます。</u> |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-27） | 表 11.10-15(2) オイカワ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置） <u>生息域の一部である鈴鹿川及びその支川を橋梁で通過する予定であり、生息域の改変はありません。</u>  | 表 11.10-15(2) オイカワ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置） <u>本種の生息域の一部である鈴鹿川及びその支川は、大部分を橋梁で通過する予定であり、流路及び低水敷の改変を最小限に抑えます。</u>   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-27） | 表 11.10-15(2) オイカワ（道路の存在） <u>都市計画対象道路は、本種の生息域の河川環境の大部分を改変しません。本種の生息地と考えられる水域は、道路の存在による新たな改変はなく、周辺には同様の生息環境が残されるため、生息環境の縮小はなく、水質の変化もないため、本種の生息環境は保全されると予測されます。</u> | 表 11.10-15(2) オイカワ（道路の存在） <u>本種の生息域と考えられる水域は、道路の存在による新たな改変はなく、大部分を橋梁で通過する予定であり、小河川は流水部に橋脚のない橋梁計画としていることから、周辺には同様の環境が残されるため、生息環境の縮小の程度は小さく、生息環境は保全されると予測されます。</u>                  |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-31） | 表 11.10-19(4) 効果の不確実性<br><u>なし</u>  | 表 11.10-19(4) 効果の不確実性<br><u>ボックスカルバート等の適切な配置に不確実性があります。</u>   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-32） | (記載なし)  | <u>また、動物の移動阻害等の影響の回避・低減のために環境保全措置としてボックスカルバート等を設置します。</u>   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-32） | 表 11.10-20<br>調査項目<br>(記載なし)  | 表 11.10-20<br>調査項目<br><u>供用後の保全対象（ホンダアカネズミ、ホンダキツネ、イタチ類）の生息状況</u>  |



| 項目 (頁)  | 準備書  | 補正前の評価書   |
|---|--|---|
|   | 調査内容<br>(記載なし)<br><br>調査主体<br>(記載なし)   | 調査内容<br>・調査時期<br>供用後概ね3年間<br>・調査地域<br>工事前の調査と同一範囲<br>・調査方法<br>現地調査(踏査、無人撮影等)による確認<br>調査主体<br>事業者                    |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式または掘割式、嵩上式)の存在に係る生態系(P11.10-33~34)      | (記載なし)   | <u>動物の移動阻害等の影響の回避・低減のために環境保全措置として実施するボックスカルバート等の設置については、ボックスカルバート等の適切な配置に不確実性があるため、事後調査を実施します。</u>                  |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る歴史的文化的な遺産(P11.13-13)    | (記載なし)   | <u>都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から500mの範囲内にある埋蔵文化財包蔵地は、表11.13-2及び図11.13-6に示すとおりです。</u>                                       |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る歴史的文化的な遺産(P11.13-13~14) | (記載なし)   | 表11.13-2<br>埋蔵文化財包蔵地として亀山市内21箇所、鈴鹿市内25箇所を追加   |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る歴史的文化的な遺産(P11.13-15)    | (記載なし)   | 図11.13-6<br>埋蔵文化財包蔵地の分布位置図を追加   |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る歴史的文化的な遺産(P11.13-16)    | 表11.13-3(1)<br>…峯城跡への主要なアクセスは峯城跡の北東の農道からと想定されますが、その周辺に工事施工ヤード及び工事用道路は設置されない予定であるため、峯城跡へのアクセスに影響は生じないと予測されます。 | 表11.13-3(1)<br>…峯城跡への主要なアクセスは峯城跡の北東の農道及び南東の道路からと想定されますが、その周辺に工事施工ヤード及び工事用道路は設置されない予定であるため、峯城跡へのアクセスに影響は生じないと予測されます。 |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る歴史的文化的な遺産(P11.13-18~19) | (記載なし)   | 表11.13-4<br>埋蔵文化財包蔵地に対する影響予測結果を追加   |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道   | 予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳  | 予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳   |

| 項目（頁）  | 準備書  | 補正前の評価書  |
|--|--|--|
| <p>路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る歴史的文化的な遺産（P11. 13-20）</p>                                | <p>を除く歴史的文化的な遺産は、都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、…と予測されます。</p> <p><u>これらのことから、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に分布する歴史的文化的な遺産に対する環境保全措置は検討しないこととしました。</u></p> | <p>を除く史跡、名勝等は、都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、…と予測されます。</p> <p><u>埋蔵文化財包蔵地のうち六反田遺跡、小天狗古墳及び茶臼塚遺跡等の 24 箇所は都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。また、峯城跡、県屋敷 B 遺跡及び権現ノ下遺跡等の 14 箇所は、一部または全域が都市計画対象道路事業実施区域内に含まれますが、都市計画対象道路の平面計画は埋蔵文化財包蔵地を避けた計画とすることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。したがって、これらの埋蔵文化財包蔵地については環境保全措置を検討しないこととしました。</u></p> <p><u>一部が都市計画対象道路の平面計画（改変区域）に含まれる北山城跡、網中遺跡、北蟻越遺跡等の 7 箇所について、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）の規定に基づき対処し、必要に応じて環境保全措置を検討します。</u></p> |
| <p>11. 13. 1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る歴史的文化的な遺産（P11. 13-20）</p> | <p>（記載なし）</p>  | <p>表 11. 13-5<br/><u>環境保全措置</u><br/><u>発掘調査による影響の詳細な検討</u><br/><u>保全対象</u><br/>表 11. 13-4 (3)に記載する埋蔵文化財包蔵地<br/><u>環境保全措置の効果</u><br/><u>検討結果をもとに適切な措置を講じることで、影響を回避または低減できます。</u><br/><u>検討結果</u><br/><u>工事実施前に埋蔵文化財の</u></p>  |

| 項目（頁）  | 準備書   | 補正前の評価書  |
|--|---|--|
|  |   | 発掘調査を実施し、影響が想定される場合には、必要な措置を講じるものとします。   |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る歴史的文化的な遺産（P11.13-21） | （記載なし）  | 環境保全措置の実施主体、実施内容、効果などは、表 11.13-6 に示すとおりです。   |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る歴史的文化的な遺産（P11.13-21） | （記載なし）  | <p>表 11.13-6</p> <p><u>実施主体</u><br/>事業者</p> <p><u>実施内容（種類）</u><br/>発掘調査による影響の詳細な検討</p> <p><u>実施内容（位置）</u><br/>表 11.13-4（3）に記載する埋蔵文化財包蔵地</p> <p><u>保全対象</u><br/>表 11.13-4（3）に記載する埋蔵文化財包蔵地</p> <p><u>環境保全措置の効果</u><br/>検討結果をもとに適切な措置を講じることで、影響を回避または低減できます。</p> <p><u>効果の不確実性</u><br/>なし</p> <p><u>他の環境への影響</u><br/>なし</p> |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る歴史的文化的な遺産（P11.13-21） | （記載なし）  | <p>予測は、都市計画対象道路事業実施区域と埋蔵文化財包蔵地の分布範囲の重ね合わせにより行っており、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用する環境保全措置についても、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）の規定に基づき検討するため、効果に係る知見が蓄積されていることから、事後調査は実施しません。</p>   |
| 11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る歴史的文化的な遺産（P11.13-22） | 予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く <u>歴史的文化的な遺産</u> は、…と考えられます。 | <p>予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く<u>史跡、名勝等</u>は、…と考えられます。</p> <p><u>埋蔵文化財包蔵地のうち六反田遺跡、小天狗古墳及び茶臼塚遺跡等の 24 箇所は都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、工事の実施及び道路の存在</u></p>   |

| 項目（頁）                         | 準備書    | 補正前の評価書   |
|-------------------------------|--------|---|
|                               |        | <p>による環境影響を受けないと予測されます。</p> <p>一部または全域が都市計画対象道路事業実施区域内に含まれる峯城跡、県屋敷 B 遺跡及び権現ノ下遺跡等の 14 箇所は、都市計画対象道路の平面計画は埋蔵文化財包蔵地を避けた計画とすることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。</p> <p>一部が都市計画対象道路の平面計画（改変区域）に含まれる北山城跡、網中遺跡、北蟻越遺跡等の 7 箇所については、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）の規定に基づき対処することとし環境保全措置として必要に応じ、発掘調査による影響の詳細な検討を行い、影響が想定される場合には、適切な措置を講じます。</p> |
| 12.1.1. 事後調査を行うこととした理由（P12-1） | （記載なし） | <p>都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に位置している一部の水道水源地及びその地点の上流や下流の広範囲に渡る地下水脈については、工事の実施中における環境保全措置の内容をより詳細なものにするために、工事実施段階の事前に調査を実施し、影響の詳細な検討を行います。検討の結果、影響が生じるおそれが予測された場合は、必要な措置を講じることとしています。また、環境保全措置の効果に不確実性を伴うことから、その効果を把握するために工事中及び工事完了後の調査を実施します。</p>  |
| 12.1.2. 事後調査の項目及び手法（P12-1）    | （記載なし） | <p>事後調査の概要は表 12-1 に示すとおりです。</p> <p>なお、調査方法の詳細については、関係機関と協議し決</p>  |

| 項目（頁）  | 準備書                       | 補正前の評価書  |
|--|---------------------------|--|
|  |                           | <u>定します。</u>   |
| 12.1.2. 事後調査の項目及び手法（P12-1）                   | （記載なし）                    | 表 12-1<br>調査項目<br>地下水位、地下水質<br>調査内容<br>・ 調査時期<br><u>工事前、工事期間中、工事完了後</u><br>・ 調査地域<br><u>影響のおそれがあると予測される地域</u><br>・ 調査方法<br><u>現地調査（地下水位、地下水質の観測）による確認</u><br>実施主体<br>事業者                 |
| 12.1.3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針（P12-1） | （記載なし）                    | <u>当該対象事業に起因した、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</u>  |
| 12.1.4. 事後調査の結果の公表の方法（P12-1）                 | （記載なし）                    | <u>事後調査結果の公表等については、原則として事業者が行うものとしますが、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとします。</u>   |
| 12.4.1. 事後調査を行うこととした理由（P12-4）                | （記載なし）                    | <u>ホンダアカネズミ、ホンドキツネ、イタチ類については、移動経路の確保にあたり、ボックスカルバート等の適切な配置に不確実性を伴うことから、事後調査を実施します。</u>  |
| 12.4.2. 事後調査の項目及び手法（P12-4）                   | 表 12-4<br>（記載なし）          | 表 12-4<br>調査項目<br><u>供用後の保全対象（ホンダアカネズミ、ホンドキツネ、イタチ類）の生息状況</u><br>調査内容<br>・ 調査時期<br><u>供用後概ね3年間</u><br>・ 調査地域<br><u>工事前の調査と同一範囲</u><br>・ 調査方法<br><u>現地調査（踏査、無人撮影等）による確認</u><br>実施主体<br>事業者 |
| 14. 環境影響の総合的な評価（P14-1～2）                     | 地形及び地質については、都市計画対象道路事業実施区 | 地形及び地質については、都市計画対象道路事業実施区  |

| 項目（頁）                                | 準備書  | 補正前の評価書   |
|--------------------------------------|--|---|
|                                      | <p>域が一部の重要な地形の分布域と重なりますが、<u>改変面積は重要な地形全体と比較するとわずかであることから、改変の程度は極めて小さいと予測されます。よって、地形及び地質に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</u>日照障害については、<u>予測地点において維持されることが望ましい水準が満たされていると予測されます。よって、日照障害に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</u></p>   | <p>域が一部の重要な地形の分布域と重なりますが、<u>改変面積は重要な地形全体と比較するとわずかであることから、改変の程度は極めて小さいと予測されます。ただし、地下水を利用している一部の水道水源地は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に位置しているため、工事の実施及び道路の存在による影響が生じる可能性があります。環境保全措置として、地下水の流動調査等による影響の詳細な検討を行い、影響が想定される場合には、必要な措置を講じます。</u>よって、<u>環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</u>地下水を利用している水道水源地の地下水脈への影響が想定される場合に実施する措置については、<u>不確実性を伴うことから事後調査を実施します。</u></p> |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価<br/>(P14-2～3)</p> | <p>歴史的文化的な遺産については、<u>都市計画対象道路事業実施区域が能褒野王塚古墳と重なりますが、一般的な環境保全の方針として、都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とします。その他の歴史的文化的な遺産は都市計画対象道路事業実施区域から離れているため、工事の実施及び道路の存在による環境影響は受けないと予測されます。さらに、一般的な環境保全の方針として「工事中に埋蔵文化財が発見された場合には『文化財保護法』の規定に従って対処</u>することで、<u>歴史的文化的な遺産に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</u></p> | <p>歴史的文化的な遺産については、<u>都市計画対象道路事業実施区域が能褒野王塚古墳と重なりますが、一般的な環境保全の方針として、都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画としており、史跡、名勝等は都市計画対象道路事業実施区域から離れているため、工事の実施及び道路の存在による環境影響は受けないと予測されます。ただし、7箇所</u>の埋蔵文化財包蔵地の分布範囲については、<u>それぞれの一部が都市計画対象道路の平面計画（改変区域）に含まれます。埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、文化財保護法</u>の規定に基づき対処することとしていますが、<u>工事の実施による影響が生じる可能性があります。しかし、必要に応じて環境保全措置として、</u></p>            |

| 項目（頁）                       | 準備書   | 補正前の評価書  |
|-----------------------------|---|--|
|                             |   | 発掘調査による影響の詳細な検討を行い、影響が想定される場合には適切な措置を講じることで、歴史的文化的な遺産に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているものと評価します。  |
| 14. 環境影響の総合的な評価<br>(P14-23) | 表 14-1(20) 調査結果概要<br>＜重要な地形の分布、状態及び特性＞<br>(記載なし)  | 表 14-1(20) 調査結果概要<br>＜重要な地形等の分布、状態及び特性＞<br>扇状地に由来する地下水は、 <u>上水道に利用されており、調査地域には水道水源地が存在します。</u>   |
| 14. 環境影響の総合的な評価<br>(P14-23) | 表 14-1(20) 予測結果<br>(記載なし)   | 表 14-1(20) 予測結果<br>ただし、水道水源の地下水脈は、 <u>安楽川及び鈴鹿川沿川の深度 5～30mの帯水層（砂礫層）を流れており、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に位置しているため、一部の水道水源地及びその地点の上流や下流の広範囲に渡る地下水脈の流路・水量・水質等に、橋梁下部工等の工事の実施及び道路の存在による影響が生じる可能性があります。</u>                                      |
| 14. 環境影響の総合的な評価<br>(P14-23) | 表 14-1(20) 環境保全措置<br><u>このことから、工事の実施に係る重要な地形に対する環境保全措置の検討は行わないこととしました。</u>                                | 表 14-1(20) 環境保全措置<br>水道水源周辺の埋設物設置箇所においては、 <u>環境保全措置として、地下水の流動調査等により影響を詳細に検討し、影響が想定される場合には、適切な措置を講じます。</u>  |
| 14. 環境影響の総合的な評価<br>(P14-23) | 表 14-1(20) 事後調査<br><u>予測は、都市計画対象道路事業実施区域と重要な地形の分布範囲の重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</u> | 表 14-1(20) 事後調査<br><u>重要な地形等については、都市計画対象道路事業実施区域と分布範囲の重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</u><br>また、 <u>地下水を利用して</u> いる水道水源の地下水脈への影響が想定される場合に実施する措置については、 <u>その効果に不確実性を伴うことから事後調査実施しません。事後調査の方法は、関係機関と協議し決定します</u> |

| 項目（頁）                       | 準備書  | 補正前の評価書  |
|-----------------------------|--|--|
| 14. 環境影響の総合的な評価<br>(P14-23) | 表 14-1(20) 評価結果<br>これらのことから、重要な地形への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているものと評価します。  | 表 14-1(20) 評価結果<br><u>上記に加え、地下水脈への橋梁下部工等の埋設物設置の選定においては、環境保全措置として、地下水の流動調査等による影響の詳細な検討を行い、関係機関と協議のうえ、水道水源の水質を保全するとともに水量を確保できるように必要な措置を講じることにより環境への影響を回避又は低減します。</u><br>また、地下水を利用している水道水源の地下水脈への影響が想定される場合に実施する措置については、不確実性を伴うことから事後調査を実施します。<br>これらのことから、重要な地形等への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているものと評価します。 |
| 14. 環境影響の総合的な評価<br>(P14-28) | 表 14-1(25) 事後調査<br>専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。 <u>その場合、環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、その効果を把握するために工事の実施中及び供用後に調査を実施します。</u> | 表 14-1(25) 事後調査<br>専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。 <u>また、動物の移動阻害等の影響の回避・低減のために環境保全措置としてボックスカルバート等を設置します。</u> これらの場合、環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、その効果を把握するために工事の実施中及び供用後に調査を実施します。  |
| 14. 環境影響の総合的な評価<br>(P14-29) | 表 14-1(26) 評価結果<br>(記載なし)  | 表 14-1(26) 評価結果<br><u>動物の移動阻害等の影響の回避・低減のために環境保全措置として実施するボックスカルバート等の設置については、ボックスカルバート等の適切な配置に不確実性があるため、事後調査を実施します。</u>  |
| 14. 環境影響の総合的な評価<br>(P14-32) | 表 14-1(29) 調査結果概要<br>(記載なし)  | 表 14-1(29) 調査結果概要<br><u>&lt;埋蔵文化財包蔵地の分布&gt;</u><br>都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 500m   |



| 項目（頁）                               | 準備書   | 補正前の評価書  |
|-------------------------------------|---|--|
|                                     |   | <p>の範囲内にある埋蔵文化財包蔵地として、亀山市で21箇所、鈴鹿市で25箇所（うち1箇所は両市にまたがる）が確認されました。</p>  |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価<br/>(P14-32)</p> | <p>表 14-1(29) 予測結果<br/>(記載なし)</p>   | <p>表 14-1(29) 予測結果<br/> <u>&lt;埋蔵文化財包蔵地&gt;</u><br/> <u>埋蔵文化財包蔵地である「北山城跡」、「網中遺跡」、「落山城跡」、「長者屋敷遺跡・長者屋敷南遺跡・矢下3号墳」、「北蟻越遺跡」、「津賀平遺跡」、「野辺遺跡」の7箇所では、それぞれの一部が都市計画対象道路の平面計画（<u>改変区域</u>）に含まれることから、工事の実施及び道路の存在による影響が生じる可能性があります。</u></p>   |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価<br/>(P14-32)</p> | <p>表 14-1(29) 環境保全措置<br/>         予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く<u>歴史的文化的な遺産</u>は、…と予測されます。</p> | <p>表 14-1(29) 環境保全措置<br/>         予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く史跡、名勝等は、…と予測されます。<br/> <u>埋蔵文化財包蔵地のうち、一部が都市計画対象道路の平面計画（改変区域）に含まれる北山城跡、網中遺跡、北蟻越遺跡等の7箇所は、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）の規定に基づき対処し、環境保全措置として必要に応じ、発掘調査により影響の詳細な検討を行い、影響が想定される場合には、適切な措置を講じます。</u></p> |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価<br/>(P14-32)</p> | <p>表 14-1(29) 評価結果<br/>         予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く<u>歴史的文化的な遺産</u>は、…と考えられます。</p>   | <p>表 14-1(29) 評価結果<br/>         予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く史跡、名勝等は、…と考えられます。<br/> <u>埋蔵文化財包蔵地のうち、一部が都市計画対象道路の平面計画（改変区域）に含まれる北山城跡等の7箇所は、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関</u></p>  |

| 項目（頁） | 準備書 | 補正前の評価書   |
|-------|-----|---|
|       |     | <p>係機関と協議の上、「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号)の規定に基づき対処することとし、必要に応じて環境保全措置を実施します。</p> |

## 18.2. 国土交通省中部地方整備局長及び都市計画同意権者の意見を勘案した修正

| 項目（頁）                           | 補正前の評価書  | 補正後の評価書  |
|---------------------------------|--|--|
| 3.2.10. その他の事業の内容に関する事項 (P3-13) | 一定規模以上の建設機械は、排出ガス対策型機械、低騒音型、低振動型の機械を採用します。                   | 一定規模以上の建設機械は、排出ガス対策型機械、低騒音型、低振動型の機械を採用します（「 <u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律</u> 」（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目等の使用に努めます）。                                  |
| 3.2.10. その他の事業の内容に関する事項 (P3-13) | （記載なし）   | <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策の推進に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して、温室効果ガス排出量の削減等が行われるよう配慮します。</u>                       |
| 3.2.10. その他の事業の内容に関する事項 (P3-13) | （記載なし）   | <u>本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握について検討を行います。</u>   |
| 3.2.10. その他の事業の内容に関する事項 (P3-14) | （記載なし）   | <u>建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺的生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図ります。</u>  |
| 11.2.1. 建設機械の稼働に係る騒音 (P11.2-14) | …法令を遵守するように適切に検討します。   | …法令を遵守するように適切に検討します。また、 <u>工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。</u>                           |
| 11.2.1. 建設機械の稼働に係る騒音 (P11.2-17) | …防音パネル・シートの設置、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導及び建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施します。 | …防音パネル・シートの設置、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導及び建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施します。 <u>なお、工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させる</u> |

| 項目（頁）  | 補正前の評価書   | 補正後の評価書  |
|--|---|--|
|  |   | <u>ための適切な措置を講じます。</u>  |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-83）                             | 表 11.2-41 注釈（記載なし）  | 表 11.2-41 注釈<br><u>注 2) 遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とします。</u>   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-85）                             | …さらに、環境保全措置として表 11.2-40 に示す遮音壁の設置を講じます。                   | …さらに、環境保全措置として表 11.2-40 に示す遮音壁の設置を講じます。 <u>遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とします。</u>  |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-86）                             | （記載なし）  | <u>なお、都市計画対象道路以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用開始後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、事業者として、適切に連携及び調整を図ります。</u> |
| 11.12.1.道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場（P11.12-9）  | 環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 11.12-5 に示します。           | 環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 11.12-5 に示します。 <u>環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行います。</u>                                  |
| 11.12.1.道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場（P11.12-10） | …さらに、環境保全措置として表 11.12-5 に示す橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を実施します。 | …さらに、環境保全措置として表 11.12-5 に示す橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を実施します。 <u>環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行い、利用者への影響低減に努めます。</u>           |
| 11.14.1.切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等（P11.14-2）                 | …再利用不可能なものについては適正に処理・処分する方針としています。                        | …再利用不可能なものについては適正に処理・処分する方針としています。 <u>工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理します。また、建設発</u>  |

| 項目（頁）                          | 補正前の評価書  | 補正後の評価書  |
|--------------------------------|--|--|
|                                |  | <p><u>生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺的生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。</u></p>   |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価 (P14-3)</p> | <p>なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、周辺他事業との調整を図りながら、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うものとします。さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じます。</p> | <p><u>なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、周辺他事業との調整を図りながら、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うものとします。今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や必要に応じて聴取する専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性の確保に努めます。対象道路事業実施区域の周辺で計画されている「都市計画道路北勢バイパス」等について、対象道路事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象道路事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じて、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。</u></p> <p><u>事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化することから、工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得な</u></p> |

| 項目（頁）                          | 補正前の評価書  | 補正後の評価書   |
|--------------------------------|--|---|
|                                |  | <p>か<b>った</b>変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。さらに、工事中及び供用後において<b>事前</b>に予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じます。</p> <p><u>工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。</u></p> |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価(P14-12)</p> | <p>表 14-1(9) 評価結果</p> <p>…さらに、環境保全措置として防音パネル・シートの設置、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導及び建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施します。</p>                       | <p>表 14-1(9) 評価結果</p> <p>…さらに、環境保全措置として防音パネル・シートの設置、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導及び建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施します。<u>なお、工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。</u></p>   |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価(P14-14)</p> | <p>表 14-1(11)<br/>環境保全措置</p> <p>このことから、自動車の走行による騒音の影響について、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「遮音壁の設置」を実施します。</p> <p>評価結果</p> | <p>表 14-1(11)<br/>環境保全措置</p> <p>このことから、自動車の走行による騒音の影響について、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「遮音壁の設置」を実施します。<u>遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とします。</u></p> <p>評価結果</p>   |

| 項目（頁）                           | 補正前の評価書  | 補正後の評価書  |
|---------------------------------|--|--|
|                                 | <p>…基準又は目標との整合が図られていると評価します。</p>   | <p>…基準又は目標との整合が図られていると評価します。<br/> <u>なお、都市計画対象道路以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用開始後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、事業者として、適切に連携及び調整を図ります。</u></p>   |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価 (P14-31)</p> | <p>表 14-1 (28)<br/> 環境保全措置<br/> …「橋梁の形式や道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を実施します。</p> <p>評価結果<br/> …さらに、環境保全措置として橋梁の形式や道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を実施します。</p>                                  | <p>表 14-1 (28)<br/> 環境保全措置<br/> …「橋梁の形式や道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を実施します。<u>環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行います。</u></p> <p>評価結果<br/> …さらに、環境保全措置として橋梁の形式や道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を実施します。<u>環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行い、利用者への影響低減に努めます。</u></p>       |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価 (P14-32)</p> | <p>表 14-1 (29) 評価結果<br/> また、建設廃棄物の処理に当たっては、種類別の分別を徹底することにより減量化に努め、再利用可能なものについては積極的に再利用を図り、<u>建設廃棄物の処理に当たっては、再資源化又は有価物としての使用に努め、再利用不可能なものについては適正に処理・処分する方針と</u>しています。</p> | <p>表 14-1 (29) 評価結果<br/> また、建設廃棄物の処理に当たっては、種類別の分別を徹底することにより減量化に努め、再利用可能なものについては積極的に再利用を図り、再資源化又は有価物としての使用に努め、再利用不可能なものについては適正に処理・処分する方針としています。<u>工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理します。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場ま</u></p> |

| 項目（頁） | 補正前の評価書 | 補正後の評価書   |
|-------|---------|---|
|       |         | <u>での適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。</u> |



### 18.3. 記載内容の修正及び追加

| 項目（頁）  | 準備書   | 補正前の評価書  |
|--|---|--|
| 3.1. 都市計画対象道路事業の目的（P3-1）                     | 当該地域は、産業集積地にあるものの、高速道路へのアクセスに時間を要し、新たに整備される新名神高速道路等の機能を…      | 当該地域は、産業集積地にあるものの、高速道路へのアクセスに時間を要し、新たに整備された新名神高速道路等の機能を…               |
| 3.1. 都市計画対象道路事業の目的（P3-1）                     | 工業製品出荷額等日本一の産業を支える道路基盤の充実                                     | 日本有数のものづくり地域の産業を支える道路基盤の充実   |
| 3.2.6. 都市計画対象道路事業に係る道路の区間（P3-2）              | 起点：三重県鈴鹿市野辺町字上之長  | 起点：三重県鈴鹿市野辺町字上ノ長   |
| 3.2.6. 都市計画対象道路事業に係る道路の区間（P3-2）              | 終点：三重県亀山市川崎町字下川原  | 終点：三重県亀山市辺法寺町字大増   |
| 3.2.7. 都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量及び構造の概要（P3-4） | 2030年（令和12年）における計画交通量は、以下のとおりです。                              | 2030年（令和12年）における計画交通量は、以下のとおりです。なお、計画交通量の算出方法については、巻末資料の資料-1に示します。     |
| 3.2.7. 都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量及び構造の概要（P3-4） | 図 3.2-2 計画交通量<br>1.9km<br>4.0km                               | 図 3.2-2 計画交通量<br>1.8km<br>3.9km  |
| 3.2.8. 都市計画対象道路事業に係る工事計画の概要（P3-6）            | （記載なし）  | 都市計画決定後の事業の流れは図 3.2-5 に示すとおりです。  |
| 3.2.8. 都市計画対象道路事業に係る工事計画の概要（P3-6）            | （記載なし）  | 図 3.2-5 道路事業・環境保全の主な流れを追加  |
| 3.2.10. その他の事業の内容に関する事項（P3-12）               | （記載なし）  | 準備書の公告、縦覧後、三重県知事、国土交通大臣等の意見を取り入れ、必要に応じ準備書の内容を見直した上で、評価書を作成しました。        |
| 3.2.10. その他の事業の内容に関する事項（P3-12）               | 図 3.2-9   | 図 3.2-9 準備書から評価書に至る経緯を追記   |
| 3.2.10 その他の事業の内容に関する事項（P3-13）                | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：平成29年6月16日法律第61号)  | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号)            |
| 3.2.10 その他の事業の内容に関する事項（P3-14）                | 都市計画対象道路の法面等は、基本的に周囲の植生等に配慮した早期緑化をすることとし、総合対策外来種は使用しないこととします。 | 都市計画対象道路の法面等は、基本的に周囲の植生等に配慮した早期緑化をすることとし、総合対策外来種及び定着予防外来種は使用しないこととします。 |
| 4.1.1. 気象、大気質、騒                              | 年平均値の過去5年の経年変   | 年平均値の過去5年の経年変  |

| 項目（頁）                                  | 準備書   | 補正前の評価書   |
|--|---|---|
| 音、振動その他の大気に係る環境の状況（P4-19）              | 化は <u>横這い</u> 傾向にあります。  | 化は <u>減少</u> 傾向にあります。   |
| 4.1.2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況（P4-30） | 表 4.1-21(2)<br>牛堰橋  | 表 4.1-21(2)<br>牛 <u>櫃</u> 橋   |
| 4.1.2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況（P4-40） | 表 4.1-28 注釈<br>3)<br>なお、「報告下限値」とは、「 <u>公共用水域水質測定結果の報告について</u> 」（平成 5 年 3 月 29 日環水規第 51 号、 <u>最終改正：平成 11 年 3 月 12 日環水規 80 号</u> ）で設定された報告下限値です。<br>…<br>5) 番号は <u>図 4.1-15</u> に対応しています。 | 表 4.1-28 注釈<br>3)<br>削除   |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（P4-53）    | …有尾目では <u>カスミサンショウウオ</u> 等の…  | …有尾目では <u>カスミサンショウウオ（ヤマトサンショウウオ）</u> 等の…  |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（P4-54）    | …に生息する希少種を含む <u>464 科 6,209 種</u> が確認されています。  | …に生息する希少種を含む <u>421 科 6,210 種</u> が確認されています。  |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（P4-54）    | …等の 50 科 <u>141 種</u> が挙げられます。  | …等の 50 科 <u>140 種</u> が挙げられます。  |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（P4-55）    | 表 4.1-32 重要な種の選定基準<br>「 <u>環境省レッドリスト 2019 の公表について</u> 」（平成 31 年 1 月、環境省）  | 表 4.1-32 重要な種の選定基準<br>「 <u>環境省レッドリスト 2020 の公表について</u> 」（令和 2 年 3 月、環境省）   |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（P4-56）    | 表 4.1-33 注目すべき生息地の選定基準<br>「 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</u> 」種（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、 <u>最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 51 号</u> ）   | 表 4.1-33 注目すべき生息地の選定基準<br>「 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</u> 」種（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、 <u>最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号</u> ）   |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（P4-59）    | 表 4.1-37<br><u>コガタブチサンショウウオ</u><br><br>選定基準③のランク<br>NT<br>注釈<br>(記載なし)  | 表 4.1-37<br><u>コガタブチサンショウウオ（マホロバサンショウウオ）</u><br>選定基準③のランク<br>VU<br>注釈<br>「 <u>コガタブチサンショウウオ</u> 」は、2019 年 10 月に標準和名が新設されています。本種の分布情報に基づくと調査地域では「 <u>マホロバサンショウウオ</u> 」が分布すると考えられます。 |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育                      | 表 4.1-38 カワバタモロコ  | 表 4.1-38 カワバタモロコ  |

| 項目（頁）                                     | 準備書   | 補正前の評価書  |
|---|---|--|
| 育、植生及び生態系の状況<br>(P4-60)                   | 選定基準②のランク<br>(記載なし)   | 選定基準②のランク<br><u>国内</u>   |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-61)   | 表 4.1-39(1) タガメ 選定<br>基準②のランク<br>(記載なし)   | 表 4.1-39(1) タガメ 選定<br>基準②のランク<br><u>国内</u>   |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-71)   | 対象区域において生育記録<br>のある植物としては、 <u>185 科</u><br>2,438 種が挙げられます。  | 対象区域において生育記録<br>のある植物としては、 <u>186 科</u><br>2,438 種が挙げられます。   |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-72)   | 表 4.1-48 重要な種の選定<br>基準<br>「絶滅のおそれのある野生動<br>植物の種の保存に関する法<br>律」種(平成4年6月5日法律<br>第75号、最終改正:平成29年<br>6月2日法律第51号)   | 表 4.1-48 重要な種の選定<br>基準<br>「絶滅のおそれのある野生動<br>植物の種の保存に関する法<br>律」種(平成4年6月5日法律<br>第75号、最終改正:令和元年<br>6月14日法律第37号)  |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-72)   | 表 4.1-48 重要な種の選定<br>基準<br>「環境省レッドリスト 2019<br>の公表について」<br>(平成31年1月、環境省)  | 表 4.1-48 重要な種の選定基<br>準<br>「環境省レッドリスト 2020<br>の公表について」<br>(令和2年3月、環境省)  |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-76)   | 表 4.1-50(3)<br>(表見出しの欠落)  | 表 4.1-50(3)<br>表見出しを追加   |
| 4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況<br>(P4-90)   | 表 4.1-55 低地(草地)の概<br>要<br>鈴鹿川や安楽川の河川敷は、<br><u>ヤブツバキクラス域の代償<br/>植生であるツルヨシ群集が<br/>分布し、その他竹林や自然裸<br/>地が広がっています。</u>  | 表 4.1-55 低地(草地)の概<br>要<br>鈴鹿川や安楽川の河川敷に、<br><u>ツルヨシ群集や雑草群落な<br/>どの草地が見られます。</u>   |
| 4.2.2 土地利用の状況 (P4-<br>109)                | 土地区画整理事業のほか、 <u>住<br/>宅団地造成事業、ほ場整備事<br/>業、公園・緑地事業</u> が行われ<br>ています。   | 土地区画整理事業のほか、ほ<br>場整備事業、公園・緑地事業<br>が行われています。  |
| 4.2.2 土地利用の状況 (P4-<br>109)                | 表 4.2-6<br><u>その他の住宅団地造成<br/>に係る諸情報</u>   | 表 4.2-6<br><u>その他の住宅団地造成<br/>に係る諸情報を削除</u>   |
| 4.2.2 土地利用の状況 (P4-<br>110)                | 図 4.2-3<br><u>その他の住宅団地造成<br/>に係る諸情報</u>   | 図 4.2-3<br><u>その他の住宅団地造成<br/>に係る諸情報を削除</u>   |
| 4.2.3. 河川の利用並びに地<br>下水の利用の状況 (P4-<br>116) | 鈴鹿市では <u>172,283m<sup>3</sup>/日</u> 、亀<br>山市では <u>67,172m<sup>3</sup>/日</u> の総用<br>水量を使用しています。その<br>うち鈴鹿市では <u>9,911m<sup>3</sup>/日</u> 、<br>亀山市では <u>8,523m<sup>3</sup>/日</u> の地下<br>水(井戸)を工業用水として<br>利用しています。 | 鈴鹿市では <u>26,416m<sup>3</sup>/日</u> 、亀山<br>市では <u>16,347m<sup>3</sup>/日</u> の総用<br>水量を使用しています。その<br>うち鈴鹿市では <u>7,717m<sup>3</sup>/日</u> 、<br>亀山市では <u>8,632m<sup>3</sup>/日</u> の地下<br>水(井戸)を工業用水として利<br>用しています。 |
| 4.2.3. 河川の利用並びに地<br>下水の利用の状況 (P4-<br>116) | 表 4.2-9 出典<br>「平成 <u>26 年工業統計調査結<br/>果確報</u> 」(平成26年12月、三<br>重県戦略企画部統計課)  | 表 4.2-9 出典<br>「平成 <u>30 年工業統計調査結<br/>果確報</u> 」(平成30年6月、三<br>重県戦略企画部統計課)  |

| 項目（頁）  | 準備書  | 補正前の評価書  |
|--|--|--|
|  |  | に基づく工業用水の水源別<br>用水量の更新   |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-132） | 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号、最終改正： <u>平成23年8月30日法律第105号</u> ） | 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号、最終改正： <u>令和元年5月24日法律第14号</u> ） |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-132） | 表4.2-14<br>平成25年3月～ <u>平成33年3月</u>   | 表4.2-14<br>平成25年3月～ <u>令和3年3月</u>  |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-133） | 「自然環境保全法」（昭和47年6月22日法律第85号、最終改正： <u>平成26年6月13日法律第69号</u> ）                                       | 「自然環境保全法」（昭和47年6月22日法律第85号、最終改正： <u>平成31年4月26日法律第20号</u> ）                                     |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-135） | 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正： <u>平成29年6月2日法律第51号</u> ）                        | 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正： <u>令和元年6月14日法律第37号</u> ）                      |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-148） | 出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示10号、最終改正： <u>平成31年3月20日環境省告示54号</u> ）                     | 出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示10号、最終改正： <u>令和2年3月30日環境省告示35号</u> ）                    |
| 4.都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）（P4-148）                          | <u>塩化ビニルモノマー</u>   | <u>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</u>   |
| 4.都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）（P4-149）                          | <u>シス-1,2-ジクロロエチレン</u>   | <u>1,2-ジクロロエチレン</u>  |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-151） | 「道路運送法」（昭和26年6月1日法律第183号、最終改正： <u>平成29年6月2日法律第45号</u> ）  | 「道路運送法」（昭和26年6月1日法律第183号、最終改正： <u>令和元年6月14日法律第37号</u> ）  |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-151） | 「都市計画法施行規則」（昭和44年8月25日建設省令第49号、最終改正： <u>平成30年7月11日国土交通省令第58号</u> ）                               | 「都市計画法施行規則」（昭和44年8月25日建設省令第49号、最終改正： <u>令和元年9月13日国土交通省令第34号</u> ）                              |
| 4.2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-158） | 対象区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正： <u>平成30年8月28日環境省令第18号</u> ）別表第2の備考6に規定する湖沼はありません。   | 対象区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正： <u>令和元年11月18日環境省令第15号</u> ）別表第2の備考6に規定する湖沼はありません。 |

| 項目（頁）   | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
| 4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-158） | 対象区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成30年8月28日環境省令第18号）別表第2の備考6に規定する湖沼はありません。 | 対象区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）別表第2の備考6に規定する湖沼はありません。   |
| 4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-159） | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：平成29年6月16日法律第61号）                          | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）   |
| 4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-160） | 景観計画について、三重県では「三重県景観計画」（平成19年12月、最終変更：平成29年1月、三重県）が定められています。                          | 削除  |
| 4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-162） | （記載なし）  | 対象区域には、「鈴鹿市水道水源流域保全条例」（平成18年3月24日鈴鹿市条例第6号）に基づく水道水源流域保全区域及び水道水源流域特別保全区域、並びに「亀山市水道水源保護条例」（平成17年1月11日亀山市条例第139号）に基づく水源保護地域があります。対象区域におけるこれらの指定状況は、図4.2-18に示すとおりです。都市計画対象道路事業実施区域には、鈴鹿市水道水源流域保全区域及び特別保全区域、並びに亀山市水源保護地域が存在します。 |
| 4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-163） | （記載なし）  | 図4.2-18<br>水道水源の保全に係る指定地域の状況  |
| 4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況（P4-165） | 図4.2-19 図タイトル<br>防災に係る指定状況図   | 図4.2-19 図タイトル<br>土砂災害危険箇所図  |
| 4.2.8 その他の事項（P4-166）  | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：平成29年6月16日法律第61号）                          | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）   |
| 9. 方法書についての三重県知事及び関係市長の意見と都市計画決定権者の見解                             | タイトル<br>方法書についての三重県知事の意見と都市計画決定権  | タイトル<br>方法書についての三重県知事及び関係市長の意見と都  |

| 項目 (頁)  | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
| (P9-1)  | 者の見解   | 市計画決定権者の見解   |
| 9. 方法書についての三重県知事及び関係市長の意見と都市計画決定権者の見解 (P9-1)              | 方法書について、環境影響評価法第十条第一項に基づく環境の保全の見地からの三重県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表 9-1 に示すとおりです。 | 方法書について、環境影響評価法第十条第一項に基づく環境の保全の見地からの三重県知事意見、並びに関係市長意見、及びそれらに対する都市計画決定権者の見解は表 9-1、表 9-2 及び表 9-3 に示すとおりです。 |
| 9. 方法書についての三重県知事及び関係市長の意見と都市計画決定権者の見解 (P9-4~8)            | (記載なし)   | 表 9-2、表 9-3 を追加  |
| 11. 1. 1. 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-14)            | 図 11. 1-5(4)   | 図 11. 1-5 (4)<br>道路周辺地形を修正<br>予測地点位置を修正  |
| 11. 1. 2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-43) | アイドリングストップの励行や法定速度の遵守等を作業者に徹底させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生の低減が見込まれます。             | アイドリングストップや急発進・急加速の回避等のエコドライブ等を作業者に徹底させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生の低減が見込まれます。                               |
| 11. 1. 3. 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-51~54)          | 図 11. 1-13 予測地点の説明 (記載なし)  | 図 11. 1-13 予測地点の説明<br>● 予測地点(官民境界以遠 150m の範囲内で濃度が最大となる地点とする)   |
| 11. 1. 3. 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-52)             | 図 11. 1-13(4) (5)  | 図 11. 1-13(4) (5)<br>道路周辺地形を修正<br>予測地点位置を修正  |
| 11. 1. 3. 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-54)             | 図 11. 1-13(11) 注釈 (記載なし)   | 図 11. 1-13(11) 注釈<br>本地点は、対象道路の上部を(都)北勢バイパスが通過する立体交差構造となる予定です。   |
| 11. 1. 3. 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-56)             | 表 11. 1-29(3) 予測に用いる計画日交通量(IC 接続道路)<br>(都) 鈴鹿四日市線                              | 表 11. 1-29(3) 予測に用いる計画日交通量(IC 接続道路)<br>(都) 北勢バイパス  |
| 11. 1. 3. 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-56)             | 表 11. 1-29(3) 予測に用いる計画日交通量(IC 接続道路)<br>(都) 鈴鹿四日市線ランプ                           | 表 11. 1-29(3) 予測に用いる計画日交通量(IC 接続道路)<br>(都) 北勢バイパスランプ   |
| 11. 1. 3. 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-56)             | 表 11. 1-29(3) 予測に用いる計画日交通量(IC 接続道路)<br>県道神戸長沢線                                 | 表 11. 1-29(3) 予測に用いる計画日交通量(IC 接続道路)<br>主要地方道神戸長沢線  |
| 11. 1. 3. 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11. 1-57)             | 表 11. 1-30 都市計画対象道路<br>平成 22 年度道路交通センサスにおける一般国道 1 号(鈴鹿市汲河原町字仁上、亀山              | 表 11. 1-30 都市計画対象道路<br>平成 22 年度道路交通センサスにおける一般国道 1 号(鈴鹿市汲河原町字仁上、四日  |

| 項目（頁）                                       | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
|   | 市羽若町)を基に設定しました。  | 市市采女町)を基に設定しました。   |
| 11.1.3.自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11.1-58)   | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>(県) 辺法寺加佐登停車場線</u>  | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>県道辺法寺加佐登停車場線</u>  |
| 11.1.3.自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11.1-58)   | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>市道庄野 35 号線</u>  | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>(都) 加佐登鼓ヶ浦線</u>   |
| 11.1.3.自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11.1-58)   | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>鈴鹿四日市道路本線</u>   | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>(都) 北勢バイパス本線</u>  |
| 11.1.3.自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11.1-58)   | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>鈴鹿四日市道路ランプ</u>  | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>(都) 北勢バイパスランプ</u>   |
| 11.1.3.自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (P11.1-58)   | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>神戸長沢線</u>   | 表 11.1-32 予測計算に用いる平均走行速度<br><u>主要地方道神戸長沢線</u>  |
| 11.1.4.建設機械の稼働に係る粉じん等 (P11.1-91)            | 表 11.1-46 注釈<br>予測地点 8 の <u>予測結果が高い値となるのは、…</u>  | 表 11.1-46 注釈<br>予測地点 8 の <u>予測結果が他の予測地点より高い値となるのは、…</u>  |
| 11.1.5.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等 (P11.1-98) | 予測地点は、工事用道路の予測断面における <u>敷地境界線</u> の地上 1.5m とし、…  | 予測地点は、工事用道路の予測断面における <u>官民境界</u> の地上 1.5m とし、…   |
| 11.1.4.建設機械の稼働に係る (P11.1-101)               | 環境保全措置の検討にあたっては、効果の実効性が高いタイヤ等の洗浄を採用することとしました。環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 11.1-55 に示します。 | 環境保全措置の検討にあたっては、効果の実効性が高いタイヤ等の洗浄 <u>及び工事用車両の運行の分散</u> を採用することとしました。環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 11.1-59 に示します。 |
| 11.2.1.建設機械の稼働に係る騒音 (P11.2-2)               | 図 11.2-1   | 図 11.2-1<br>調査地点 K-3 の位置を微修正   |
| 11.2.1.建設機械の稼働に係る騒音 (P11.2-8)               | 図 11.2-4(1)<br>橋梁高さ<br>(記載なし)  | 図 11.2-4(1)<br>橋梁高さ<br><u>17.9m</u>  |
| 11.2.1.建設機械の稼働に係る騒音 (P11.2-9)               | 図 11.2-4(4)  | 図 11.2-4(4)<br>道路周辺地形を修正<br>予測地点位置を修正  |
| 11.2.2.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音 (P11.2-23)   | 予測地点は、…当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面の <u>敷地の境界線</u> としました。                                    | 予測地点は、…当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面の <u>官民境界</u> としました。  |
| 11.2.2.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音 (P11.2-29)   | 環境基準を超過しますが、これは騒音の現況値が環境基準を超過しているためであり、 <u>工事用車両の運行に起因する騒音の増加はありません。</u>                     | 環境基準を超過しますが、これは騒音の現況値が環境基準を超過しているためであり、 <u>工事用車両の運行に起因する騒音の増加は 1dB 未満です。</u>                                       |

| 項目（頁）                                    | 準備書  | 補正前の評価書   |
|--|--|---|
| 11.2.2.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音（P11.2-29） | 表 11.2-23 注釈<br>3)…自動車騒音の限度のうち幹線交通を担う道路に近接する区域のため <u>70dB</u> を設定しました。   | 表 11.2-23 注釈<br>3)…自動車騒音の限度に基づき、地点5は道路に面する地域(B 類型、2 車線)のため <u>75dB</u> 、その他の地点は幹線交通を担う道路に近接する区域のため <u>75dB</u> を設定しました。                                     |
| 11.2.2.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音（P11.2-30） | アイドリングストップの励行や法定速度の遵守等を作業者に徹底させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生の低減が見込まれます。   | アイドリングストップや急発進・急加速の回避等のエコドライブ等を作業者に徹底させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生の低減が見込まれます。  |
| 11.2.2.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音（P11.2-31） | <u>なお、現況値が表 11.2 26 に示す基準又は目標を超過している地点については、現況値を超過しないかどうかについて評価しました。</u>   | (削除)  |
| 11.2.2.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音（P11.2-31） | 表 11.2-26 騒音規制法に基づく要請限度<br>(記載なし)  | 表 11.2-26 騒音規制法に基づく要請限度<br>地域の区分<br><u>道路に面する地域 (B 類型、2 車線)</u><br>時間区分<br><u>昼間</u><br>基準値<br><u>75dB 以下</u>   |
| 11.2.2.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音（P11.2-32） | <u>なお、予測地点 3、4 については、予測結果(L<sub>Aeq</sub>)が 73dB となり、要請限度を下回るものの環境基準を超過しますが、これは騒音の現況値が環境基準を超過しているためであり、工事用車両の運行に起因する騒音の増加はありませんので、基準又は目標との整合が図られていると評価します。</u> | <u>なお、予測地点 3、4 については、予測結果(L<sub>Aeq</sub>)が 73dB となり、環境基準を超過しますが、現況騒音が環境基準を超過しており、工事用車両の運行に係る騒音レベルの増加は 1dB 未満であること、また、要請限度以下であることから、現況に対する負荷は少ないと評価します。</u> |
| 11.2.2.資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音（P11.2-32） | 表 11.2-27 注釈<br>3)…自動車騒音の限度のうち幹線交通を担う道路に近接する区域のため <u>70dB</u> を設定しました。<br><br>6)基準等との整合状況は、予測結果が表 11.2 26 に示す基準と整合が図られているかどうかについて評価してい                         | 表 11.2-27 注釈<br>3)…自動車騒音の限度に基づき、地点5は道路に面する地域(B 類型、2 車線)のため <u>75dB</u> 、その他の地点は幹線交通を担う道路に近接する区域のため <u>75dB</u> を設定しました。<br><br>(削除)                         |



| 項目（頁）                        | 準備書   | 補正前の評価書  |
|------------------------------|---|--|
|                              | ますが、現況値が基準等を超過している地点については、予測結果が現況値を超過しないかどうかについて評価しています。            |  |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-34） | 表 11.2-29 沿道の状況の調査地点<br><u>鈴鹿四日市道路交差点</u>                           | 表 11.2-29 沿道の状況の調査地点<br><u>（仮称）北勢バイパス IC</u>   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-35） | 図 11.2-9  | 図 11.2-9<br>調査地点 S-3 の位置を微修正   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-36） | 表 11.2-32 都市計画対象道路事業により改築される道路の沿道状況の調査結果<br><u>鈴鹿四日市道路交差点</u>       | 表 11.2-32 都市計画対象道路事業により改築される道路の沿道状況の調査結果<br><u>（仮称）北勢バイパス IC</u>   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-43） | 表 11.2-36 予測地点<br><u>鈴鹿四日市道路交差点</u>                                 | 表 11.2-36 予測地点<br><u>（仮称）北勢バイパス IC</u>   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-45） | 予測対象時期は、 <u>工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期</u> として、2030年（令和12年）としました。 | 予測対象時期は、 <u>計画交通量の発生が見込まれる時期</u> として、2030年（令和12年）としました。  |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-46） | 図 11.2-15(2) 道路幅<br><u>4.0m</u>                                     | 図 11.2-15(2) 道路幅<br><u>24.0m</u>   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-46） | 図 11.2-15(4) 道路幅<br><u>20.5m</u>                                    | 図 11.2-15(4) 道路幅<br><u>22.0m</u>   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-47） | 図 11.2-15(5) 道路幅<br><u>20.5m</u>                                    | 図 11.2-15(5) 道路幅<br><u>22.0m</u><br>道路周辺地形を修正<br>予測地点位置を修正   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-47） | 図 11.2-15(6) 道路幅<br><u>20.5m</u>                                    | 図 11.2-15(6) 道路幅<br><u>22.0m</u><br>道路周辺地形を修正<br>予測地点位置を修正   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-49） | 図 11.2-15(11) 道路幅<br>(記載なし)   | 図 11.2-15(11) 道路幅<br><u>22.0m</u>  |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-49） | 図 11.2-15(12) 予測断面図（予測地点 12 <u>鈴鹿四日市道路交差点</u> ）<br>注釈<br>(記載なし)     | 図 11.2-15(12) 予測断面図（予測地点 12 <u>（仮称）北勢バイパス IC</u> ）<br>注釈<br><u>本地点は、対象道路の上部を（都）北勢バイパスが通過する立体交差構造となる予定です。</u> |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-53） | 表 11.2-38(3) 自動車の走行に係る騒音予測結果<br><u>鈴鹿四日市道路交差点</u>                   | 表 11.2-38(3) 自動車の走行に係る騒音予測結果<br><u>（仮称）北勢バイパス IC</u>   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る騒音（P11.2-66） | 図 11.2-16(13) 騒音距離減衰図（予測地点 12 <u>鈴鹿四日市道路交差点</u> ）                   | 図 11.2-16(13) 騒音距離減衰図（予測地点 12 <u>（仮称）北勢バイパス IC</u> ）   |
| 11.2.3.自動車の走行に係る             | 図 11.2-17(13) 騒音分布図   | 図 11.2-17(13) 騒音分布図  |

| 項目 (頁)  | 準備書   | 補正前の評価書   |
|---|---|---|
| 騒音 (P11. 2-79)  | (予測地点 12 鈴鹿四日市<br>道路交差点 : 昼間 1.2m) [縮<br>尺 : 1/2, 000]  | (予測地点 12 (仮称) 北勢<br>バイパス IC : 昼間 1.2m) [縮<br>尺 : 1/2, 000]  |
| 11. 2. 3. 自動車の走行に係る<br>騒音 (P11. 2-80)                 | 図 11. 2-17 (14) 騒音分布<br>図 (予測地点 12 鈴鹿四日市<br>道路交差点 : 昼間 4.2m) [縮<br>尺 : 1/2, 000]  | 図 11. 2-17 (14) 騒音分布<br>図 (予測地点 12 (仮称) 北<br>勢バイパス IC : 昼間 4.2m)<br>[縮尺 : 1/2, 000]   |
| 11. 2. 3. 自動車の走行に係る<br>騒音 (P11. 2-81)                 | 図 11. 2-17 (15) 騒音分布<br>図 (予測地点 12 鈴鹿四日市<br>道路交差点 : 夜間 1.2m) [縮<br>尺 : 1/2, 000]  | 図 11. 2-17 (15) 騒音分布<br>図 (予測地点 12 (仮称) 北<br>勢バイパス IC : 夜間 1.2m)<br>[縮尺 : 1/2, 000]   |
| 11. 2. 3. 自動車の走行に係る<br>騒音 (P11. 2-82)                 | 図 11. 2-17 (16) 騒音分布<br>図 (予測地点 12 鈴鹿四日市<br>道路交差点 : 夜間 4.2m) [縮<br>尺 : 1/2, 000]  | 図 11. 2-17 (16) 騒音分布<br>図 (予測地点 12 (仮称) 北<br>勢バイパス IC : 夜間 4.2m)<br>[縮尺 : 1/2, 000]   |
| 11. 2. 3. 自動車の走行に係る<br>騒音 (P11. 2-85)                 | 各予測地点における自動車の<br>走行に係る騒音の予測結<br>果(LAeq)は、地上 1.2m で昼間<br>が <u>52~65dB</u> (近接空間)及び<br><u>53~60dB</u> (背後地)、夜間が <u>49</u><br><u>~63dB</u> (近接空間)及び <u>50~</u><br><u>57dB</u> (背後地)、地上 4.2m で昼<br>間が <u>54~66dB</u> (近接空間)及<br>び <u>54~63dB</u> (背後地)、夜間が<br><u>52~64dB</u> (近接空間)及び <u>53</u><br><u>~60dB</u> (背後地)となり、基準<br>又は目標との整合が図られ<br>ていると評価します。 | 各予測地点における自動車の<br>走行に係る騒音の予測結<br>果(LAeq)は、地上 1.2m で昼間<br>が <u>53~62dB</u> (近接空間)及び<br><u>52~59dB</u> (背後地)、夜間が <u>50</u><br><u>~59dB</u> (近接空間)及び <u>51~</u><br><u>57dB</u> (背後地)、地上 4.2m で昼<br>間が <u>54~68dB</u> (近接空間)及<br>び <u>53~63dB</u> (背後地)、夜間が<br><u>53~65dB</u> (近接空間)及び <u>51</u><br><u>~60dB</u> (背後地)となり、基準<br>又は目標との整合が図られ<br>ていると評価します。 |
| 11. 2. 3. 自動車の走行に係る<br>騒音 (P11. 2-88)                 | 表 11. 2-44(3) 整合を図る<br>基準又は目標との整合性<br>に係る評価結果<br>鈴鹿四日市道路交差点   | 表 11. 2-44(3) 整合を図る<br>基準又は目標との整合性<br>に係る評価結果<br>(仮称) 北勢バイパス IC   |
| 11. 3. 1. 建設機械の稼働に係<br>る振動 (P11. 3-8)                 | 表 11. 3-4(4)  | 表 11. 3-4(4)<br>道路周辺地形を修正<br>予測地点位置を修正  |
| 11. 3. 2. 資材及び機械の運搬<br>に用いる車両の運行に係る<br>振動 (P11. 3-22) | 予測地点は、工事用道路の接<br>続が予想される既存道路の<br>接続箇所近傍に設定した予<br>測断面における <u>敷地の境界</u><br>線としました。  | 予測地点は、工事用道路の接<br>続が予想される既存道路の<br>接続箇所近傍に設定した予<br>測断面における <u>官民境界</u> と<br>しました。   |
| 11. 3. 2. 資材及び機械の運搬<br>に用いる車両の運行に係る<br>振動 (P11. 3-28) | アイドリングストップの <u>励</u><br><u>行</u> や法定速度の <u>遵守等</u> を<br>作業者に徹底させること<br>により、二酸化窒素及び浮遊<br>粒子状物質の発生の低減が<br>見込まれます。   | アイドリングストップや <u>急発</u><br><u>進</u> ・ <u>急加速</u> の <u>回避等</u> の <u>エコ</u><br><u>ドライブ</u> 等作業者に徹底<br>させることにより、二酸化窒<br>素及び浮遊粒子状物質の<br>発生の低減が見込まれます。   |
| 11. 3. 3. 自動車の走行に係る<br>振動 (P11. 3-32)                 | なお、都市計画対象道路事<br>業実施区域周辺では主に、<br>鈴鹿市野辺町から亀山市 <u>川</u><br><u>崎町</u> にける低地部に住居<br>等が存在しています。   | なお、都市計画対象道路事<br>業実施区域周辺では主に、<br>鈴鹿市野辺町から亀山市 <u>辺</u><br><u>法寺町</u> にかけての低地部に<br>住居等が存在しています。  |

| 項目 (頁)   | 準備書  | 補正前の評価書  |
|--|--|--|
| 11.3.3. 自動車の走行に係る振動 (P11.3-42)                                 | 表 11.3-12(4)(5)  | 11.3-12(4)(5)<br>道路周辺地形を修正<br>予測地点位置を修正  |
| 11.3.3. 自動車の走行に係る振動 (P11.3-44)                                 | 図 11.3-12(11) 注釈<br>(記載なし)   | 図 11.3-12(11) 注釈<br><u>本地点は、対象道路の上部を(都)北勢バイパスが通過する立体交差構造となる予定です。</u>   |
| 11.4.1. 自動車の走行に係る低周波音 (P11.4-7)                                | 図 11.4-4(3) 橋梁高さ<br><u>17.8m</u>   | 図 11.4-4(3) 橋梁高さ<br><u>18.3m</u>   |
| 11.7.1. 道路(嵩上式)の存在に係る日照阻害 (P11.7-3)                            | 表 11.7-2 住居等の位置<br>橋梁端から約 <u>110m</u> の位置に住居 (3階建)                                   | 表 11.7-2 住居等の位置<br>橋梁端から約 <u>70m</u> の位置に住居 (1階建)  |
| 11.7.1. 道路(嵩上式)の存在に係る日照阻害 (P11.7-6)                            | 図 11.7-2(1)  | 図 11.7-2(1)<br>等時間日影線を修正   |
| 11.7.1. 道路(嵩上式)の存在に係る日照阻害 (P11.7-7)                            | 図 11.7-2(2)  | 図 11.7-2(2)<br>等時間日影線を修正   |
| 11.8.1. 建設機械の稼働に係る動物 (P11.8-4)                                 | <u>営巣地で想定される騒音レベルと現況騒音レベルとの差は7dBであり、参考に合成すると、現況よりも8dB程度の増加(地形等の回折を考慮しない)が予測されます。</u> | <u>建設機械の稼働によって発生した騒音は営巣地付近では約62dBまで減衰します。参考に営巣地付近の現況騒音レベル(55dB)と合成すると、建設機械稼働時の営巣地における騒音予測値はおおよそ63dBとなり、現況よりも8dB程度の増加(地形等の回折を考慮しない)が予測されます。</u>   |
| 11.8.1. 建設機械の稼働に係る動物 (P11.8-7)                                 | …専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な <u>環境保全措置</u> を講じます。  | …専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な <u>措置</u> を講じます。  |
| 11.8.1. 建設機械の稼働に係る動物 (P11.8-8)                                 | …専門家の助言及び指導を得ながら必要な <u>環境保全措置</u> を講じることとしています。                                      | …専門家の助言及び指導を得ながら <u>適切な措置</u> を講じることとしています。  |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物 (P11.8-27) | 表 11.8-17<br><u>コガタブチサンショウウオ</u><br>注釈<br>(記載なし)                                     | 表 11.8-17<br><u>コガタブチサンショウウオ(マホロバサンショウウオ)</u><br>注釈<br><u>「コガタブチサンショウウオ」は、2019年10月に標準和名が新設されています。本種の分布情報に基づく調査地域では「マホロバサンショウウオ」が分布すると考えられます。</u> |
| 11.8.2. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物            | 表 11.8-29 注釈<br>「ナマズ」については現在三重県を含む地域で「タニガワナマズ」が新種として確認さ                              | 表 11.8-29 注釈<br>「ナマズ」については現在三重県を含む地域で「タニガワナマズ」が新種として確認さ  |

| 項目（頁）  | 準備書  | 補正前の評価書  |
|--|--|--|
| (P11.8-29)   | れていますが、 <u>文献ではどちらに該当するかは不明です。</u>   | れていますが、 <u>どちらに該当するかは不明です。</u>   |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-31） | 現地調査の結果、表 11.8-22 に示すとおり 21 目 <u>306 科</u> <u>1,263 種</u> のクモ類及び昆虫類が確認されました。   | 現地調査の結果、表 11.8-22 に示すとおり 21 目 <u>308 科</u> <u>1,297 種</u> のクモ類及び昆虫類が確認されました。   |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-31） | 表 11.8-22 科数、種数<br>クモ目 26 科 <u>107 種</u><br>カゲロウ目 10 科 <u>28 種</u><br>カワゲラ目 4 科 <u>11 種</u><br>バッタ目 13 科 <u>37 種</u><br>カメムシ目 <u>41 科</u> <u>148 種</u><br>トビケラ目 12 科 <u>21 種</u><br>チョウ目 31 科 <u>153 種</u><br>ハエ目 46 科 <u>189 種</u><br>コウチュウ目 53 科 <u>362 種</u><br>ハチ目 34 科 <u>127 種</u><br>合計 306 科 <u>1263 種</u> | 表 11.8-22 科数、種数<br>クモ目 26 科 <u>109 種</u><br>カゲロウ目 10 科 <u>30 種</u><br>カワゲラ目 4 科 <u>12 種</u><br>バッタ目 13 科 <u>39 種</u><br>カメムシ目 <u>42 科</u> <u>151 種</u><br>トビケラ目 12 科 <u>23 種</u><br>チョウ目 31 科 <u>159 種</u><br>ハエ目 46 科 <u>195 種</u><br>コウチュウ目 53 科 <u>371 種</u><br>ハチ目 34 科 <u>128 種</u><br>合計 308 科 <u>1297 種</u> |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-33） | 現地調査の結果、表 11.8-24 に示すとおり 13 目 <u>25 科</u> <u>44 種</u> のその他無脊椎動物が確認されました。   | 現地調査の結果、表 11.8-24 に示すとおり 13 目 <u>26 科</u> <u>45 種</u> のその他無脊椎動物が確認されました。   |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-33） | 表 11.8-24 科数、種数<br>汎有肺目 7 科 <u>15 種</u><br>合計 <u>25 科</u> <u>44 種</u>  | 表 11.8-24 科数、種数<br>汎有肺目 8 科 <u>16 種</u><br>合計 <u>26 科</u> <u>45 種</u>  |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-34） | 表 11.8-25 重要な種の選定基準<br>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」種(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 51 号)   | 表 11.8-25 重要な種の選定基準<br>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」種(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)   |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-34） | 表 11.8-25 重要な種の選定基準<br>「環境省レッドリスト 2019 の公表について」<br>(平成 31 年 1 月、環境省)   | 表 11.8-25 重要な種の選定基準<br>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」<br>(令和 2 年 3 月、環境省)  |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物（P11.8-35） | 表 11.8-26 注目すべき生息地の選定基準<br>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」種(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 51 号)   | 表 11.8-26 注目すべき生息地の選定基準<br>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」種(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日 法律第 37 号)  |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上                     | 表 11.8-30 <u>コガタブチサン</u><br><u>ショウウオ</u>   | 表 11.8-30 <u>コガタブチサン</u><br><u>ショウウオ</u> （マホロバサン<br><u>ショウウオ</u> ）   |

| 項目（頁）  | 準備書   | 補正前の評価書  |
|--|---|--|
| 式)の存在に係る動物<br>(P11.8-37)   | 選定基準3のランク<br>NT<br>注釈<br>(記載なし)   | 選定基準3のランク<br>VU<br>注釈<br>「コガタブチサンショウウオ」は、2019年10月に標準和名が新設されています。本種の分布情報に基づくと調査地域では「マホロバサンショウウオ」が分布すると考えられます。 |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物<br>(P11.8-38) | 表 11.8-31 カワバタモロコ<br>選定基準2のランク<br>(記載なし)                                      | 表 11.8-31 カワバタモロコ<br>選定基準2のランク<br><u>国内</u>  |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物<br>(P11.8-39) | 表 11.8-32(1) タガメ 選定基準2のランク<br>(記載なし)  | 表 11.8-32(1) タガメ 選定基準2のランク<br><u>国内</u>  |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物<br>(P11.8-74) | 表 11.8-44 環境保全措置の検討<br>オオタカ<br>調査結果をもとに適切な環境保全措置を講じることで、影響を回避または低減できます。       | 表 11.8-44 環境保全措置の検討<br>オオタカ<br>調査結果をもとに適切な措置を講じることで、影響を回避または低減できます。  |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物<br>(P11.8-74) | 表 11.8-44 環境保全措置の検討<br>オオタカ<br>…専門家の指導・助言を得て、必要な環境保全措置を講じるものとします。             | 表 11.8-44 環境保全措置の検討<br>オオタカ<br>…専門家の指導・助言を得て、必要な措置を講じるものとします。  |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物<br>(P11.8-75) | 表 11.8-45(1) 環境保全措置(希少猛禽類の繁殖状況調査)<br>調査結果をもとに適切な環境保全措置を講じることで、影響を回避または低減できます。 | 表 11.8-45(1) 環境保全措置(希少猛禽類の繁殖状況調査)<br>調査結果をもとに適切な措置を講じることで、影響を回避または低減できます。                                    |
| 11.8.2.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る動物<br>(P11.8-76) | …専門家の助言及び指導を得ながら必要な環境保全措置を講じることとしています。  | …専門家の助言及び指導を得ながら適切な措置を講じることとしています。   |
| 11.9.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る植物<br>(P11.9-5)  | …シダ植物 214 種、裸子植物 24 種、双子葉植物 1,577 種、単子葉植物 622 種の計 186 科 2,442 種の植物の生育を確認しました。 | …シダ植物 214 種、裸子植物 24 種、双子葉植物 1,578 種、単子葉植物 622 種の計 186 科 2,438 種の植物の生育を確認しました。                                |
| 11.9.1.工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路                                     | 表 11.9-3 科数・種数<br>シダ植物 27 科 214 種   | 表 11.9-3 科数・種数<br>シダ植物 26 科 214 種  |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
| （地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br>（P11.9-5）   | 種子植物 <u>159 科 2,228 種</u><br>裸子植物 6 科 24 種<br>被子植物 <u>152 科 2,204 種</u><br>双子葉植物 <u>126 科 1,577 種</u><br>単子葉植物 26 科 622 種<br>合計 186 科 <u>2,442 種</u> | 種子植物 <u>160 科 2,224 種</u><br>裸子植物 6 科 24 種<br>被子植物 <u>154 科 2,200 種</u><br>双子葉植物 <u>128 科 1,578 種</u><br>単子葉植物 26 科 622 種<br>合計 186 科 <u>2,438 種</u> |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br>（P11.9-6）      | 重要な種は、…、 <u>ミズマツバ、ケヤマウコギ、カラタチバナ</u> 、…の <u>23 種</u> を確認しました。<br>注釈<br>（記載なし）   | 重要な種は、…、 <u>ミズマツバ、カラタチバナ</u> 、…の <u>22 種</u> を確認しました。<br><br>注釈<br><u>ケヤマウコギは予測地域外の確認であったため、予測対象から除外しています。</u>                                       |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br>（P11.9-11）     | また、重要な群落は、表 11.9-10 のとおり、既存文献調査で生育が確認された <u>18 群落</u> があります。   | また、重要な群落は、表 11.9-10 のとおり、既存文献調査で生育が確認された <u>19 群落</u> があります。   |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br>（P11.9-11）     | 表 11.9-7 重要な種の選定基準<br>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」種（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：平成29年6月2日法律第51号）  | 表 11.9-7 重要な種の選定基準<br>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」種（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）  |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br>（P11.9-11）     | 表 11.9-7 重要な種の選定基準<br>「環境省レッドリスト 2019 の公表について」<br>（平成31年1月、環境省）  | 表 11.9-7 重要な種の選定基準<br>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」<br>（令和2年3月、環境省）   |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br>（P11.9-20）     | 表 11.9-10<br>（記載なし）  | 表 11.9-10<br><u>ナギの木</u> を追加   |
| 11.9.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物<br>（P11.9-22）     | 表 11.9-11<br>重要な群落の区分<br>…現地調査で確認されなかった <u>18 群落</u> のうち、予測地域で確認位置情報のある群落  | 表 11.9-11<br>重要な群落の区分<br>…現地調査で確認されなかった <u>19 群落</u> のうち、予測地域で確認位置情報のある群落  |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系<br>（P11.10-2）  | 表 11.10-1<br>クモ及び昆虫類 <u>306 科 1,263 種</u> 、…その他無脊椎動物 <u>25 科 44 種</u> の動物を確認しました。  | 表 11.10-1<br>クモ及び昆虫類 <u>308 科 1,297 種</u> 、その他無脊椎動物 <u>26 科 45 種</u> の動物を確認しました。   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び<br>工事用道路等の設置、道路<br>（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系<br>（P11.10-11） | 図 11.10-2  | 図 11.10-2<br>栄養段階間関係を修正  |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書   |
|---|--|---|
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系(P11.10-14) | 図 11.10-3<br>(記載なし)  | 図 11.10-3<br>低次の栄養段階に昆虫類（バッタ、コガネムシ類等）を追加  |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-21） | 表 11.10-11 オオタカの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>改変区域付近において繁殖が確認された <u>1箇所</u> については、… | 表 11.10-11 オオタカの予測評価結果（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>改変区域付近において繁殖が確認された <u>2箇所</u> については、…  |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-21） | 表 11.10-11 オオタカの予測評価結果（道路の存在）<br>繁殖が確認された <u>1箇所</u> については、…                           | 表 11.10-11 オオタカの予測評価結果（道路の存在）<br>繁殖が確認された <u>2箇所</u> については、…  |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-23） | 表 11.10-13(1)オオタカ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>改変区域付近において繁殖が確認された <u>1箇所</u> については、…      | 表 11.10-13(1)オオタカ（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）<br>改変区域付近において繁殖が確認された <u>2箇所</u> については、…   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-23） | 表 11.10-13 (1) オオタカの予測評価結果（道路の存在）<br>繁殖が確認された <u>1箇所</u> については、…                       | 表 11.10-11 (1) オオタカの予測評価結果（道路の存在）<br>繁殖が確認された <u>2箇所</u> については、…  |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-32） | …専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な <u>環境保全措置</u> を講じます。  | …専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な <u>措置</u> を講じます。   |
| 11.10.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式または掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系（P11.10-33） | …専門家の指導及び助言を得ながら <u>必要な環境保全措置</u> を講じることとしています。  | …専門家の指導及び助言を得ながら <u>適切な措置</u> を講じることとしています。   |
| 11.11.1. 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観(P11.11-24)                      | 表 11.11-3<br>(記載なし)  | 表 11.11-3<br>環境保全措置<br><u>法面の緑化</u><br>環境保全措置の効果<br><u>周辺の植生等に配慮し、総合対策外来種や定着予防外来種以外の植物種による早期緑化に努めることにより、周辺環境との調和を図ることができます。</u><br>検討結果<br><u>周辺景観への調和が見込まれることから、本措置を実施します。</u> |

| 項目（頁）   | 準備書  | 補正前の評価書  |
|---|--|--|
| 11. 11. 1. 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観(P11. 11-24) | (記載なし)   | 表 11. 11-4(2)<br>実施主体<br>事業者<br>実施内容（種類）<br>法面の緑化<br>実施内容（位置）<br>盛土法面<br>保全措置の効果<br>周辺景観との調和を図ることができます。<br>効果の不確実性<br>なし<br>他の環境への影響<br>なし   |
| 11. 11. 1. 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観(P11. 11-25) | 「三重県公共事業等景観形成ガイドライン（案）」（平成 23 年 3 月、三重県）   | 削除   |
| 11. 11. 1. 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観(P11. 11-25) | さらに、環境保全措置として表 11. 11-4 に示す橋梁の形式、デザイン、色彩の検討を実施します。   | さらに、環境保全措置として表 11. 11-4 に示す橋梁の形式、デザイン、色彩の検討及び法面の緑化を実施します。  |
| 11. 14. 1. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等(P11. 14-2)    | …一般的な環境保全の方針として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日法律第 61 号）等の規定に基づき…  | …一般的な環境保全の方針として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）等の規定に基づき…   |
| 12. 2. 1. 事後調査を行うこととした理由(P12-2)                 | …専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な環境保全措置を講じることとします。  | …専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な措置を講じることとします。  |
| 14. 環境影響の総合的な評価(P14-2)                          | …環境保全措置として「橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を実施することで、…  | …環境保全措置として「橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」及び「法面の緑化」を実施することで、…   |
| 14. 環境影響の総合的な評価(P14-8)                          | 表 14-1(5) 評価結果<br>二酸化窒素の年平均値<br>亀山市川崎町 A <u>0.01346</u><br>亀山市川崎町 B <u>0.01435</u><br>亀山市川崎町 C <u>0.01410</u><br>亀山市田村町 <u>0.01384</u><br>鈴鹿市西富田町 <u>0.01469</u><br>鈴鹿市中富田町 <u>0.01414</u><br>鈴鹿市津賀町 <u>0.01476</u><br>鈴鹿市庄野町 A <u>0.01417</u><br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.01514</u><br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.01454</u><br>鈴鹿市弓削町 <u>0.01437</u><br>鈴鹿市野辺町 <u>0.01557</u> | 表 14-1(5) 評価結果<br>二酸化窒素の年平均値<br>亀山市川崎町 A <u>0.01367</u><br>亀山市川崎町 B <u>0.01490</u><br>亀山市川崎町 C <u>0.01455</u><br>亀山市田村町 <u>0.01365</u><br>鈴鹿市西富田町 <u>0.01431</u><br>鈴鹿市中富田町 <u>0.01404</u><br>鈴鹿市津賀町 <u>0.01427</u><br>鈴鹿市庄野町 A <u>0.01407</u><br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.01440</u><br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.01414</u><br>鈴鹿市弓削町 <u>0.01428</u><br>鈴鹿市野辺町 <u>0.01557</u> |



| 項目（頁）                    | 準備書  | 補正前の評価書   |
|--------------------------|--|---|
|                          | 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値<br>亀山市川崎町 A 0.028<br>亀山市川崎町 B 0.029<br>亀山市川崎町 C <u>0.028</u><br>亀山市田村町 0.028<br>鈴鹿市西富田町 0.029<br>鈴鹿市中富田町 0.029<br>鈴鹿市津賀町 0.029<br>鈴鹿市庄野町 A 0.029<br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.030</u><br>鈴鹿市庄野町 B 0.029<br>鈴鹿市弓削町 0.029<br>鈴鹿市野辺町 0.030   | 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値<br>亀山市川崎町 A 0.028<br>亀山市川崎町 B 0.029<br>亀山市川崎町 C <u>0.029</u><br>亀山市田村町 0.028<br>鈴鹿市西富田町 0.029<br>鈴鹿市中富田町 0.029<br>鈴鹿市津賀町 0.029<br>鈴鹿市庄野町 A 0.029<br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.029</u><br>鈴鹿市庄野町 B 0.029<br>鈴鹿市弓削町 0.029<br>鈴鹿市野辺町 0.030  |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-9)  | 表 14-1(6) 評価結果<br>浮遊粒子状物質の年平均値<br>亀山市川崎町 A <u>0.01653</u><br>亀山市川崎町 B <u>0.01656</u><br>亀山市川崎町 C <u>0.01654</u><br>亀山市田村町 <u>0.01658</u><br>鈴鹿市西富田町 <u>0.01449</u><br>鈴鹿市中富田町 0.01443<br>鈴鹿市津賀町 <u>0.01447</u><br>鈴鹿市庄野町 A 0.01444<br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.01445</u><br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.01446</u><br>鈴鹿市弓削町 0.01446<br>鈴鹿市野辺町 0.01446 | 表 14-1(6) 評価結果<br>浮遊粒子状物質の年平均値<br>亀山市川崎町 A <u>0.01654</u><br>亀山市川崎町 B <u>0.01658</u><br>亀山市川崎町 C <u>0.01655</u><br>亀山市田村町 <u>0.01657</u><br>鈴鹿市西富田町 <u>0.01446</u><br>鈴鹿市中富田町 0.01443<br>鈴鹿市津賀町 <u>0.01445</u><br>鈴鹿市庄野町 A 0.01444<br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.01444</u><br>鈴鹿市庄野町 B <u>0.01443</u><br>鈴鹿市弓削町 0.01446<br>鈴鹿市野辺町 0.01446                              |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-13) | 表 14-1(10)<br>予測結果<br>…工事用車両の運行に起因する騒音の増加は <u>ありません。</u><br>評価結果<br>なお、予測地点 3、4 については、 <u>予測結果が 73dB となり、要請限度を下回るものの環境基準を超過しますが、これは騒音の現況値が環境基準を超過しているためであり、工事用車両の運行に起因する騒音の増加はありませんので、基準又は目標との整合が図られていると評価します。</u><br>整合を図る基準又は目標<br>「騒音規制法」による要請限度<br><u>75dB 以下</u><br>「騒音に係る環境基準につ  | 表 14-1(10)<br>予測結果<br>…工事用車両の運行に起因する騒音の増加は <u>1dB 未満です。</u><br>評価結果<br>なお、予測地点 3、4 については、 <u>予測結果(L<sub>Aeq</sub>)が 73dB となり、環境基準を超過しますが、現況騒音が環境基準を超過しており、工事用車両の運行に係る騒音レベルの増加は 1dB 未満であること、また、要請限度以下であることから、現況に対する負荷は少ないと評価します。</u><br>整合を図る基準又は目標<br>「騒音規制法」による要請限度<br><u>B 類型 (2 車線) : 75dB 以下</u><br><u>幹線交通を担う道路に近接する区域 : 75dB 以下</u><br>「騒音に係る環境基準につ |

| 項目 (頁)                   | 準備書  | 補正前の評価書   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|--------------------------|--|---|----|-----------|--|----|-----------|----------|----|-----------|--|----|-----------|----------|----|-----------|--|----|-----------|--------|----|-----------|--|----|-----------|---------|----|-----------|--|----|-----------|---------|----|-----------|--|----|-----------|--------|----|-----------|--|----|-----------|----------|----|-----------|--|----|-----------|----------|----|-----------|--|----|-----------|--------|----|-----------|--|----|-----------|--|----------|----|-----------|--|----|-----------|----------|----|-----------|--|----|-----------|----------|----|-----------|--|----|-----------|--------|----|-----------|--|----|-----------|---------|----|-----------|--|----|-----------|---------|----|-----------|--|----|-----------|--------|----|-----------|--|----|-----------|----------|----|-----------|--|----|-----------|----------|----|-----------|--|----|-----------|--------|----|-----------|--|----|-----------|
|                          | いて」による幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値<br>A 類型：70dB 以下<br>B 類型：65dB 以下   | いて」による基準値<br>B 類型：65dB 以下<br>幹線交通を担う道路に近接する空間：70dB 以下   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-14) | 表 14-1(11) 評価結果<br>自動車の走行に係る騒音の予測結果は、地上 1.2m で昼間が <u>53~72dB</u> (近接空間) 及び <u>52~68dB</u> (背後地)、夜間が <u>50~70dB</u> (近接空間) 及び <u>51~65dB</u> (背後地)、地上 4.2m で昼間が <u>54~72dB</u> (近接空間) 及び <u>53~68dB</u> (背後地)、夜間が <u>53~70dB</u> (近接空間) 及び <u>51~66dB</u> (背後地) となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。  | 表 14-1(11) 評価結果<br>自動車の走行に係る騒音の予測結果は、地上 1.2m で昼間が <u>53~62dB</u> (近接空間) 及び <u>52~59dB</u> (背後地)、夜間が <u>50~59dB</u> (近接空間) 及び <u>51~57dB</u> (背後地)、地上 4.2m で昼間が <u>54~68dB</u> (近接空間) 及び <u>53~63dB</u> (背後地)、夜間が <u>53~65dB</u> (近接空間) 及び <u>51~60dB</u> (背後地) となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。 |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-16) | 表 14-1(13) 予測結果<br>鈴鹿四日市道路交差点  | 表 14-1(13) 予測結果<br>(仮称) 北勢バイパス IC   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-17) | 表 14-1(14) 評価結果<br>鈴鹿四日市道路交差点  | 表 14-1(14) 評価結果<br>(仮称) 北勢バイパス IC   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-20) | 表 14-1(17) 調査結果概要<br>市道庄野都賀線   | 表 14-1(17) 調査結果概要<br>市道庄野津賀線  |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-20) | 表 14-1(17)<br>予測結果<br>自動車の走行に係る振動レベルは、昼間が <u>33~46dB</u> 、夜間が <u>31~45dB</u> となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。<br>振動の予測値<br><table border="0"> <tr> <td>亀山市川崎町 A</td> <td>昼間</td> <td><u>44</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td>亀山市川崎町 B</td> <td>昼間</td> <td><u>38</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>37</u></td> </tr> <tr> <td>亀山市川崎町 C</td> <td>昼間</td> <td><u>37</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>36</u></td> </tr> <tr> <td>亀山市田村町</td> <td>昼間</td> <td><u>39</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>38</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市西富田町</td> <td>昼間</td> <td><u>33</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>31</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>昼間</td> <td><u>45</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>昼間</td> <td><u>33</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>32</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市庄野町 A</td> <td>昼間</td> <td><u>46</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>45</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市庄野町 B</td> <td>昼間</td> <td><u>44</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>42</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市弓削町</td> <td>昼間</td> <td><u>38</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>36</u></td> </tr> </table> | 亀山市川崎町 A  | 昼間 | <u>44</u> |  | 夜間 | <u>43</u> | 亀山市川崎町 B | 昼間 | <u>38</u> |  | 夜間 | <u>37</u> | 亀山市川崎町 C | 昼間 | <u>37</u> |  | 夜間 | <u>36</u> | 亀山市田村町 | 昼間 | <u>39</u> |  | 夜間 | <u>38</u> | 鈴鹿市西富田町 | 昼間 | <u>33</u> |  | 夜間 | <u>31</u> | 鈴鹿市中富田町 | 昼間 | <u>45</u> |  | 夜間 | <u>43</u> | 鈴鹿市津賀町 | 昼間 | <u>33</u> |  | 夜間 | <u>32</u> | 鈴鹿市庄野町 A | 昼間 | <u>46</u> |  | 夜間 | <u>45</u> | 鈴鹿市庄野町 B | 昼間 | <u>44</u> |  | 夜間 | <u>42</u> | 鈴鹿市弓削町 | 昼間 | <u>38</u> |  | 夜間 | <u>36</u> | 表 14-1(17)<br>予測結果<br>自動車の走行に係る振動レベルは、昼間が <u>32~45dB</u> 、夜間が <u>30~44dB</u> となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。<br>振動の予測値<br><table border="0"> <tr> <td>亀山市川崎町 A</td> <td>昼間</td> <td><u>45</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>44</u></td> </tr> <tr> <td>亀山市川崎町 B</td> <td>昼間</td> <td><u>39</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>38</u></td> </tr> <tr> <td>亀山市川崎町 C</td> <td>昼間</td> <td><u>39</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>38</u></td> </tr> <tr> <td>亀山市田村町</td> <td>昼間</td> <td><u>38</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>37</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市西富田町</td> <td>昼間</td> <td><u>33</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>32</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>昼間</td> <td><u>44</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>42</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>昼間</td> <td><u>32</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>30</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市庄野町 A</td> <td>昼間</td> <td><u>44</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市庄野町 B</td> <td>昼間</td> <td><u>40</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>38</u></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市弓削町</td> <td>昼間</td> <td><u>35</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td><u>34</u></td> </tr> </table> | 亀山市川崎町 A | 昼間 | <u>45</u> |  | 夜間 | <u>44</u> | 亀山市川崎町 B | 昼間 | <u>39</u> |  | 夜間 | <u>38</u> | 亀山市川崎町 C | 昼間 | <u>39</u> |  | 夜間 | <u>38</u> | 亀山市田村町 | 昼間 | <u>38</u> |  | 夜間 | <u>37</u> | 鈴鹿市西富田町 | 昼間 | <u>33</u> |  | 夜間 | <u>32</u> | 鈴鹿市中富田町 | 昼間 | <u>44</u> |  | 夜間 | <u>42</u> | 鈴鹿市津賀町 | 昼間 | <u>32</u> |  | 夜間 | <u>30</u> | 鈴鹿市庄野町 A | 昼間 | <u>44</u> |  | 夜間 | <u>43</u> | 鈴鹿市庄野町 B | 昼間 | <u>40</u> |  | 夜間 | <u>38</u> | 鈴鹿市弓削町 | 昼間 | <u>35</u> |  | 夜間 | <u>34</u> |
| 亀山市川崎町 A                 | 昼間   | <u>44</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>43</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 亀山市川崎町 B                 | 昼間   | <u>38</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>37</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 亀山市川崎町 C                 | 昼間   | <u>37</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>36</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 亀山市田村町                   | 昼間   | <u>39</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>38</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市西富田町                  | 昼間   | <u>33</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>31</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市中富田町                  | 昼間   | <u>45</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>43</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市津賀町                   | 昼間   | <u>33</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>32</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市庄野町 A                 | 昼間   | <u>46</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>45</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市庄野町 B                 | 昼間   | <u>44</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>42</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市弓削町                   | 昼間   | <u>38</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>36</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 亀山市川崎町 A                 | 昼間   | <u>45</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>44</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 亀山市川崎町 B                 | 昼間   | <u>39</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>38</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 亀山市川崎町 C                 | 昼間   | <u>39</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>38</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 亀山市田村町                   | 昼間   | <u>38</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>37</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市西富田町                  | 昼間   | <u>33</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>32</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市中富田町                  | 昼間   | <u>44</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>42</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市津賀町                   | 昼間   | <u>32</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>30</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市庄野町 A                 | 昼間   | <u>44</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>43</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市庄野町 B                 | 昼間   | <u>40</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>38</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
| 鈴鹿市弓削町                   | 昼間   | <u>35</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |
|                          | 夜間   | <u>34</u>   |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |  |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |         |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |          |    |           |  |    |           |        |    |           |  |    |           |

| 項目（頁）                    | 準備書   | 補正前の評価書  |
|--------------------------|---|--|
|                          | <p>鈴鹿市野辺町 昼間 43<br/>夜間 42</p> <p>評価結果<br/>各予測地点における自動車の走行に係る振動の予測結果は昼間が <u>33～46dB</u>、夜間が <u>31～45dB</u> となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。<br/>振動の予測値</p> <p>亀山市川崎町 A 昼間 <u>44</u><br/>夜間 <u>43</u></p> <p>亀山市川崎町 B 昼間 <u>38</u><br/>夜間 <u>37</u></p> <p>亀山市川崎町 C 昼間 <u>37</u><br/>夜間 <u>36</u></p> <p>亀山市田村町 昼間 <u>39</u><br/>夜間 <u>38</u></p> <p>鈴鹿市西富田町 昼間 <u>33</u><br/>夜間 <u>31</u></p> <p>鈴鹿市中富田町 昼間 <u>45</u><br/>夜間 <u>43</u></p> <p>鈴鹿市津賀町 昼間 <u>33</u><br/>夜間 <u>32</u></p> <p>鈴鹿市庄野町 A 昼間 <u>46</u><br/>夜間 <u>45</u></p> <p>鈴鹿市庄野町 B 昼間 <u>44</u><br/>夜間 <u>42</u></p> <p>鈴鹿市弓削町 昼間 <u>38</u><br/>夜間 <u>36</u></p> <p>鈴鹿市野辺町 昼間 43<br/>夜間 42</p> | <p>鈴鹿市野辺町 昼間 43<br/>夜間 42</p> <p>評価結果<br/>各予測地点における自動車の走行に係る振動の予測結果は昼間が <u>32～45dB</u>、夜間が <u>30～44dB</u> となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。<br/>振動の予測値</p> <p>亀山市川崎町 A 昼間 <u>45</u><br/>夜間 <u>44</u></p> <p>亀山市川崎町 B 昼間 <u>39</u><br/>夜間 <u>38</u></p> <p>亀山市川崎町 C 昼間 <u>39</u><br/>夜間 <u>38</u></p> <p>亀山市田村町 昼間 <u>38</u><br/>夜間 <u>37</u></p> <p>鈴鹿市西富田町 昼間 33<br/>夜間 <u>32</u></p> <p>鈴鹿市中富田町 昼間 <u>44</u><br/>夜間 <u>42</u></p> <p>鈴鹿市津賀町 昼間 <u>32</u><br/>夜間 <u>30</u></p> <p>鈴鹿市庄野町 A 昼間 <u>44</u><br/>夜間 <u>43</u></p> <p>鈴鹿市庄野町 B 昼間 <u>40</u><br/>夜間 <u>38</u></p> <p>鈴鹿市弓削町 昼間 <u>35</u><br/>夜間 <u>34</u></p> <p>鈴鹿市野辺町 昼間 43<br/>夜間 42</p> |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-24) | 表 14-1(21) 調査結果概要<br>橋梁端から約 110m、3 階建て  | 表 14-1(21) 調査結果概要<br>橋梁端から約 70m、1 階建て  |
| 14. 環境影響の総合的な評価 (P14-25) | <p>表 14-1(22)<br/>予測結果<br/><u>営巣地で想定される騒音レベルと現況騒音レベルとの差は 7dB であり、参考に合成すると、現況よりも 8dB 程度の増加（地形等の回折を考慮しない）が予測されます。</u></p> <p>事後調査<br/>専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。<br/>評価結果</p>  | <p>表 14-1(22)<br/>予測結果<br/><u>建設機械の稼働によって発生した騒音は営巣地付近では約 62dB まで減衰します。参考に営巣地付近の現況騒音レベル（55dB）と合成すると、建設機械稼働時の営巣地における騒音予測値はおおよそ 63dB となり、現況よりも 8dB 程度の増加（地形等の回折を考慮しない）が予測されます。</u></p> <p>事後調査<br/>専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な措置を講じます。<br/>評価結果</p>   |

| 項目（頁）                                  | 準備書   | 補正前の評価書   |
|--|---|---|
|  | <p>専門家の助言及び指導を得ながら<u>必要な環境保全措置</u>を講じることとしています。</p>   | <p>専門家の助言及び指導を得ながら<u>適切な措置</u>を講じることとしています。</p>   |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価<br/>(P14-26)</p>    | <p>表 14-1(23)<br/>調査結果概要<br/>既往文献調査の結果、哺乳類 33 種、鳥類 197 種、爬虫類 15 種、両生類 19 種、魚類 95 種、クモ類及び昆虫類 6, 210 種、その他無脊椎動物 <u>142 種</u>を確認しました。現地調査の結果、哺乳類 13 種、鳥類 75 種、爬虫類 13 種、両生類 6 種、魚類 32 種、クモ類及び昆虫類 <u>1, 263 種</u>、その他無脊椎動物 <u>44 種</u>を確認しました<br/>事後調査<br/>…専門家の指導・助言を得て必要に応じて<u>適切な環境保全措置</u>を講じます。<br/>…専門家の指導・助言を得ながら<u>環境保全措置</u>を講じます。<br/>評価結果<br/>…専門家の助言及び指導を得ながら<u>必要な環境保全措置</u>を講じることとしています。</p> | <p>表 14-1(23)<br/>調査結果概要<br/>既往文献調査の結果、哺乳類 33 種、鳥類 197 種、爬虫類 15 種、両生類 19 種、魚類 95 種、クモ類及び昆虫類 6, 210 種、その他無脊椎動物 <u>140 種</u>を確認しました。現地調査の結果、哺乳類 13 種、鳥類 75 種、爬虫類 13 種、両生類 6 種、魚類 32 種、クモ類及び昆虫類 <u>1, 297 種</u>、その他無脊椎動物 <u>45 種</u>を確認しました。<br/>事後調査<br/>…専門家の指導・助言を得て必要に応じて<u>適切な措置</u>を講じます。<br/>…専門家の指導・助言を得ながら<u>適切な措置</u>を講じます。<br/>評価結果<br/>…専門家の助言及び指導を得ながら<u>適切な措置</u>を講じることとしています。</p> |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価<br/>(P14-27)</p>    | <p>表 14-1(24)<br/>調査結果概要<br/>…シダ植物 214 種、裸子植物 24 種、双子葉植物 <u>1, 577 種</u>、単子葉植物 622 種の 186 科 <u>2, 442 種</u>の植物の生育を確認しました。</p>   | <p>表 14-1(24)<br/>調査結果概要<br/>…シダ植物 214 種、裸子植物 24 種、双子葉植物 <u>1, 578 種</u>、単子葉植物 622 種の 186 科 <u>2, 438 種</u>の植物の生育を確認しました。</p>   |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価<br/>(P14-28～29)</p> | <p>表 14-1(25)<br/>予測結果①台地及び…<br/>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>多く残されます</u>。<br/>予測結果②低地の生態系<br/>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>多く残されます</u>。<br/>予測結果③河川の生態系<br/>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>多く残されます</u>。<br/>事後調査</p>   | <p>表 14-1(25)<br/>予測結果①台地及び…<br/>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されます</u>。<br/>予測結果②低地の生態系<br/>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されます</u>。<br/>予測結果③河川の生態系<br/>…工事の実施により一部が縮小するにとどめられ、周辺に同様の環境は<u>残されます</u>。<br/>事後調査</p>   |

| 項目（頁）                                  | 準備書  | 補正前の評価書   |
|--|--|---|
|  | <p>…専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な<u>環境保全措置</u>を講じます。</p> <p>評価結果</p> <p>…専門家の指導及び助言を得ながら<u>必要な環境保全措置</u>を講じることとしています。</p>  | <p>…専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な<u>措置</u>を講じます。</p> <p>評価結果</p> <p>…専門家の指導及び助言を得ながら<u>適切な措置</u>を講じることとしています。</p>   |
| <p>14. 環境影響の総合的な評価 (P14-30)</p>        | <p>表 14-1 (27)</p> <p>調査結果概要</p> <p>亀山神社</p> <p>環境保全措置</p> <p>事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「<u>橋梁の形式、デザイン、色彩の検討</u>」を実施します。</p> <p>評価結果</p> <p>…また、三重県では「<u>三重県公共事業等景観形成ガイドライン（案）</u>」、鈴鹿市では、…に配慮することとしています。</p> <p>さらに、環境保全措置として<u>橋梁の形式、デザイン、色彩の検討</u>を実施します。</p> | <p>表 14-1 (27)</p> <p>調査結果概要</p> <p>亀山公園</p> <p>環境保全措置</p> <p>事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「<u>橋梁の形式、デザイン、色彩の検討</u>」及び「<u>法面の緑化</u>」を実施します。</p> <p>評価結果</p> <p>…また、鈴鹿市では、…に配慮することとしています。</p> <p>…さらに、環境保全措置として<u>橋梁の形式、デザイン、色彩の検討</u>及び<u>法面の緑化</u>を実施します。</p> |
| <p>巻末資料 資料-1 都市計画対象道路事業に係る道路の計画交通量</p> | <p>(記載なし)</p>  | <p>資料-1 都市計画対象道路事業に係る道路の計画交通量を追加</p>  |

## 19. 環境影響評価の委託先

環境影響評価に係る調査、予測及び評価は、表 19-1 に示す者に委託して実施しました。

表 19-1 環境影響評価に係る調査、予測及び評価の委託先

| 担当内容   | 環境影響評価の委託先   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査</li> </ul>   | 委託先氏名 : 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ<br>委託先代表者 : 野崎 秀則<br>委託先住所 : 東京都渋谷区本町 3-12-1<br>住友不動産西新宿ビル 6 号館 |
|  | 委託先氏名 : 株式会社 建設技術研究所<br>委託先代表者 : 中村 哲己<br>委託先住所 : 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1<br>日本橋浜町 F タワー        |
|  | 委託先氏名 : 株式会社 長 大<br>委託先代表者 : 永治 泰司<br>委託先住所 : 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 20 番 4 号                     |
|  | 委託先氏名 : 株式会社 東京建設コンサルタント<br>委託先代表者 : 大村 善雄<br>委託先住所 : 東京都豊島区北大塚 1-15-6                     |
|  | 委託先氏名 : 日本工営株式会社<br>委託先代表者 : 有元 龍一<br>委託先住所 : 東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測及び評価</li> <li>・ 環境影響評価準備書の作成</li> <li>・ 環境影響評価書の作成</li> </ul> | 委託先氏名 : 日本工営株式会社<br>委託先代表者 : 有元 龍一<br>委託先住所 : 東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号                       |
|  | 委託先氏名 : 株式会社 長 大<br>委託先代表者 : 永治 泰司<br>委託先住所 : 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 20 番 4 号                     |
|  | 委託先氏名 : 株式会社 建設技術研究所<br>委託先代表者 : 中村 哲己<br>委託先住所 : 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1<br>日本橋浜町 F タワー        |